

令和元年9月4日

### 1. 出席議員

1番	中島	信二	12番	服部	良一
2番	高山	正信	13番	大坪	久美子
3番	青木	勉	15番	栗原	吉平
4番	川口	堅志	16番	三角	真弓
5番	橋本	正敏	17番	森	茂生
6番	田中	栄一	18番	栗山	徹雄
7番	堤	康幸	19番	井上	賢治
8番	高橋	信広	20番	川口	誠二
9番	石橋	義博	21番	松崎	辰義
10番	牛島	孝之	22番	角田	恵一
11番	萩尾	洋			

### 2. 欠席議員

14番 寺尾 高良

### 3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長 坂井 明子  
事務局 参事兼次長 秋山 勲  
主 任 信國 美保子  
書 記 中園 弘一

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市 長	三田村 統 之
副 市 長	松 崎 賢 明
副 市 長	鎌 田 久 義
教 育 長	橋 本 吉 史
総 務 部 長	原 亮 一
企 画 部 長	石 井 稔 郎
健康福祉部長	白 坂 正 彦
建設経済部長	松 延 久 良
総 務 課 長	野 田 勝 広
財 政 課 長	田 中 和 己
防災安全課長	古 家 浩
企画政策課長	馬 場 浩 義
地域振興課長	平 武 文
観光振興課長	荒 川 真 美
税 務 課 長	丸 山 隆
市 民 課 長	山 口 幸 彦
福 祉 課 長	栗 山 哲 也
子育て支援課長	平 島 英 敏
介護長寿課長	橋 本 妙 子
建 設 課 長	山 口 英 二
都市計画課長	原 寿 之
農業振興課長	原 信 也
林業振興課長	若 杉 信 嘉
商工・企業誘致課長	仁賀木 大 助
上下水道局長	溝 上 啓 之
学校教育課長	中 島 賢 二
社会教育課長	石 川 幸 一
スポーツ振興課長	毛 利 昭 夫
文化振興課長	久 間 政 幸
黒木支所長	月 足 稔
立花支所長	中 島 強

上陽支所長	大坪公治
矢部支所長	木田博徳
星野支所長	向智宏

## 議事日程第4号

令和元年9月4日（水） 開議 午前10時

### 日 程

- 第1 一般質問  
(質問の順序)  
1 森 茂 生 議員
- 第2 議案審議  
・質 疑 (委員会付託)  
・討 論  
・採 決
- 第3 地方自治法第98条第1項の検閲、検査権の委任について
- 第4 八女市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 

### 本日の会議に付した事件

#### 第1 一般質問

#### 第2 議案審議

- 報告第6号 株式会社クリエイトやべの平成30年度決算及び令和元年度事業の計画の報告について
- 報告第7号 一般財団法人星のふるさとの平成30年度決算及び平成31年度事業の計画の報告について
- 報告第8号 一般財団法人秘境柚の里の平成30年度決算及び令和元年度事業の計画の報告について
- 報告第9号 一般財団法人FM八女の平成30年度決算及び平成31年度事業の計画の報告について
- 報告第10号 平成30年度八女市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 議案第56号 八女市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第57号 八女市民会館条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第58号 八女市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第59号 八女市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 議案第60号 権利の放棄について
- 議案第61号 財産の減額貸付けについて
- 議案第62号 市道路線の変更について

議案第63号 令和元年度八女市一般会計補正予算（第3号）

議案第64号 令和元年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）

認定第1号 平成30年度八女市各会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成30年度八女市水道事業会計決算認定について

第3 地方自治法第98条第1項の検閲、検査権の委任について

第4 八女市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

---

### 午前10時 開議

○議長（角田恵一君）

おはようございます。本日の一般質問、議案審議よろしくお願いたします。

お知らせいたします。森茂生議員要求の一般質問資料並びに議案質疑表、高橋信広議員要求の議案質疑資料、委員会分科会日程表、八女市選挙管理委員会委員及び補充員被推薦者名簿をタブレットに配信しておりますので、御了承願います。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条のただし書きの規定により、タブレットに配信しておりますので、御了承願います。

#### 日程第1 一般質問

○議長（角田恵一君）

日程第1. 一般質問を行います。

17番森茂生議員の質問を許します。

○17番（森 茂生君）

おはようございます。最後の一般質問です。最後まで御清聴よろしくお願いたします。

まず第1番目に、林業振興についてお伺いたします。

バイオマス発電所が計画されておりますけれども、以前の説明では、発電施設が建設される土地の選定が行われているというお話でしたけれども、現在どのようになっているのか、お伺します。

また、本年6月に改正国有林野管理経営法が成立しております。どのように管理経営法が改正されたのか、お伺いをいたします。

また、本年より森林経営管理制度がスタートしております。今後どのようにこの事業が進められるのか、お伺いをいたします。

2番目に、国民健康保険税についてお伺いをいたします。

国保税は、応能割や応益割などを組み合わせて算出されております。応益割であります子どもに係る均等割税についての論議が各地で活発に行われております。この子どもに係る均等割税についての八女市の見解をお伺いします。

また、国民健康保険の財政運営が従来市区町村から都道府県に移管されました。それに伴い、保険者努力制度が導入されておりますけれども、この制度はどのような制度なのか、お伺いをいたします。

最後に、レセプト点検についてお伺いをいたします。

詳細につきましては、発言席にてお伺いをいたします。よろしく申し上げます。

### ○市長（三田村統之君）

改めましておはようございます。本日の一般質問、どうぞよろしくお願いをいたします。

まず、17番森茂生議員の一般質問にお答えいたします。

まず、林業振興について、バイオマス発電所の現状はどうなっているのかという御質問でございます。

平成30年度中に発電予定事業者が建設事業費を試算し、これにより、発電所の採算ベースに見合う未利用材の買い取り価格が提示をされました。

その結果、現在、周辺の発電所において取引されている未利用材の価格よりも安価な提示額であったため、協議会及び専門部会において、未利用材の価格を上げる方策などさまざまな検討を行ってまいりました。

しかしながら、近隣発電所等の状況から今後さらに未利用材の値上がりが想定され、発電事業者が提示した未利用材の取引価格との開きを縮めることは困難であり、発電所に必要な未利用材の調達は厳しい状況であるとの判断のもと、事業採算性の観点から、今回誘致を目指していた地産地消型の発電事業化は不可能であるとの判断に至りました。

次に、6月に改正された国有林野管理経営法はどのように改正されたのかという御質問でございます。

令和元年6月に改正された国有林野の管理経営に関する法律につきましては、国有林の一定の区域において、一定の期間、安定的に樹木を採取、伐採できる権利を、私有林材の供給を圧迫しないよう、木材需要の拡大を行う川中・川下事業者との連携を条件としつつ、意欲と能力のある林業経営者に設定できるよう改正されたものでございます。

次に、森林経営管理制度、今後どのように進められるのかという御質問でございます。

森林経営管理法における制度につきましては、本年度から来年度にかけて経営管理意向調査の準備作業を行うこととしています。

準備作業につきましては、経営管理が行われていない可能性のある森林を中心に、森林の施業履歴や森林所有者などの基礎的な情報の収集を行い、その情報を整理し経営管理意向調

査対象森林の抽出を行います。

その後、対象森林の所有者に対し、現在の管理状況や今後の経営管理の見通しについて、意向調査を進めてまいります。

次に、国民健康保険税についてでございます。

国民健康保険税について、まず子どもに係る均等割税についての見解はどうかという御質問でございます。

子どもに係る均等割税については、全国市長会として、軽減による支援制度の創設を国に提言していますが、創設には至っておりません。

また、国民健康保険制度は、平成30年度から県と市町村を共同保険者とし制度の安定化を図ることとなりましたが、新たに始まった国民健康保険事業費納付金制度では、各自治体の保険税（料）の賦課割合は統一されておらず、課題の解決に向けて検討が進められています。

本市においても保険税（料）の賦課割合の統一は重要な課題と考え、福岡県国保共同運営会議拡大幹事会において積極的に議論に参加しているところです。

御質問の子どもに係る均等割税についても、保険税（料）の賦課割合の統一の課題とあわせて慎重に対応すべきものと考えております。

次に、保険者努力支援制度とはどのような制度なのかという御質問でございます。

持続可能な医療保険制度を構築するため、平成30年度から国民健康保険制度改正が行われ、保険者努力支援制度が導入されました。この制度に対する交付金は、国が設定した12項目の指標の実施状況や、目標値の達成度によって県と市町村に配分されます。

平成30年度は37,590千円の交付を受けており、本市の指標に対する評価点数については、県平均点数を上回り、県内市町村で上位に位置しております。

次に、レセプト点検についてでございます。

第三者行為求償、アスベスト点検はどのように行われているのかというお尋ねでございます。

第三者行為求償、アスベスト被害による医療レセプトの点検については、被保険者からの届け出のほか、その疑いのある診療について福岡県国民健康保険団体連合会及び八女市におけるレセプト点検により抽出し、対象被保険者に聞き取り等の調査を行い、確認されたものは、福岡県国民健康保険団体連合会を通じて、保険者が負担している療養給付分を損保会社等に請求しております。

平成30年度は第三者行為求償により請求額が確定した5件、約2,650千円の返還を受けております。

なお、アスベスト被害による医療レセプトは、現在のところ確認できておりません。

以上、御答弁申し上げます。

**○17番（森 茂生君）**

まず第1番目にバイオマス発電の件ですけれども、不可能に至ったということのようではありますが、完全に中止をされたと理解してよろしいでしょうか。今後また復活するとかなんとかやなく、もう完全にバイオマス発電は断念した、中止をしたということなのか、確認をしておきます。

**○林業振興課長（若杉信嘉君）**

今の件についてお答えいたします。

基本的に2,000キロワット未満級の地産地消型の木質バイオマス発電の事業化を目指してきておりましたが、先ほど市長答弁にもありましたように、材のほう結構厳しい現状でございましたので、これに関しましては、完全にもう中止をしたということで、協議のほうも中止をしまして、協議会のほうも解散ということになっている現状でございます。

以上でございます。

**○17番（森 茂生君）**

平成26年3月に「八女市における木質バイオマス発電設備等導入可能性調査報告書」というのが出ております。平成26年3月付です。一応これであらかたのところは調査をされていたんだろうと私は思っております。そして、今回また未利用材バイオマス活用検証収支業務委託料ということで、今回の発電所建設に当たって八女市から委託料がまた発生をしております。この導入可能性の委託料、そして今回のバイオマス発電を導入するに当たっての委託料、それぞれ幾らぐらい八女市からお金を使われたのか、委託料の金額をお尋ねします。

**○林業振興課長（若杉信嘉君）**

委託料の関係でございますが、まず25年度、先ほど議員言われました報告を受けておりますが、これに関する委託料につきましては約4,500千円使用しております。それにつきましては、全額県の再生可能エネルギー関係の補助金を使いまして、全額補助金ということで4,500千円の県の補助を受けている現状でございます。

続きまして、八女市木質バイオマス発電関係の今回の検討をする中で、支援等の委託業務を平成28年、29年、30年、3カ年間で実施を、委託業務をやっております。これにつきましては、28年度から30年度まででトータルの14,200千円ほど使用しております。25年度、それから28年度から30年度を合わせますと、18,700千円の業務委託ということで使用しているところでございます。

以上でございます。

**○17番（森 茂生君）**

わかりました。私、改めてこの可能性調査報告書を読みました。そこにちゃんと書いてありますけれども、ケース1の場合、直接燃料プラス蒸気タービン発電は採算性の確保が



難しいという結論が出ています。ケース2、ガス化プラスガスエンジン発電方式、現状のままでは事業採算性の確保は厳しいという結果です。3番目は、燃焼プラス小型蒸気発電プラス熱利用はまあいいということで、発電事業にとらわれず熱利用などの総合的なエネルギー利用を検討し推進していく必要があるということで、ケース3の場合が一番見込みがあるんだという結論が出ているわけです。しかし、今回は完全なる熱利用はなく発電所だけです。それに約14,000千円使われておりますけれども、私はこれをきちっとこの調査に基づいてしたなら、もしかするとこの委託料は使わずに済んだのかなという気がします。

もう結果的にですけれども、あくまで結果論ですよ、結局この委託料が無駄に終わったと言わざるを得ないわけです。ですから、やっぱりこのような大きな金額を使ってやるからには採算が合いませんからやめます。それはそれでいいんですけれども、14,000千円を使っているならば、もう少し慎重にやってしかるべきだと思っております。

そして、1つ思いますのが、私が質問したから出ただけの話で、議会にこれだけのお金使っているのに報告まだあっていませんよね、もう取りやめましたという報告は。バイオマス発電。私は、もうやめたならやめたなりきちっと報告して、実はこういうことでしたと言うのが私は筋かなという気がしてなりません。ですから、そこら辺の前の調査をきちっと検証して、これに基づいて動いていたならば、もう少し結果は変わってきた気がします。そこら辺のところはどうなのか。そして議会に報告は、私は遅かったのではないかと考えています。その点についてどうなのか、考えをお伺いします。

#### ○林業振興課長（若杉信嘉君）

まず、今回、地産地消型の2,000キロワット未満での木質バイオマス発電に至った経緯、当初25年度の報告では、一応そういう形で議員言われたとおりケース3、小型蒸気発電で熱利用等々が事業性がいいだろうということで報告を受けております。

実は、その後F I T制度が、当時のF I T制度におきましては、電気の買い取り価格、これが32円で、小型についても32円ということでなっておりました。

その後、そういう報告を平成26年3月末に報告を受けた後に、27年度にF I T制度の改定がございまして、発電出力が2,000キロワット未満においては、今度は未利用材の売電単価が40円に引き上げられた改正が行われましたので、それを受けまして、さまざまな協議をすすめる中で木質バイオマス発電の事業化も可能じゃないかというところで、また、各林業事業体からも未利用材の活用ということで、これは市のほうにもぜひ事業化あたりを進めてほしいという要望もあった経緯もございまして、それが1点でございます。

あわせて、議会に関しましては、中止に至りましたのが、実は今年の5月15日が最終的に令和元年の決定をしたところでございます。協議会の解散も5月15日に協議会を開きましてですね。ですから、そういった経緯で、報告書等をまとめる上で6月議会にはちょっと

間に合わなかったということで、そういうことで御了承をお願いしたいと思います。

以上でございます。

**○17番（森 茂生君）**

最近でしたので間に合わなかった。それはそれで結構です。この検証をされて14,000千円使われましたけれども、報告書なりそういった類いのはきちっと出ていますか。

**○林業振興課長（若杉信嘉君）**

毎年業務委託を行っておりますので、そのたびに報告書を委託業者のほうからは出しているだけであります。

以上でございます。

**○17番（森 茂生君）**

わかりました。確かに32円から40円に値上がりしたのは事実です。私は、それはそれでいいんですけれども、これだけ値上げしたから即なら経営がうまくいくかではないわけです。もろもろの条件が重なって初めて成功に結びつくわけで、買い取り価格がちょっと上がったからというのは1つの条件に過ぎないと私は思っております。

ここに日本経済新聞が出ていますけれども、バイオマス発電は8割認定されているけれども、2割しかまだ稼働していない、8割はまだそのままということなんです。これが全部稼働したら大変なことになるような数が今認定をされているわけです。ですから、これが全部稼働するというのはまず不可能な話だろうと私は当初から思っていました。現実的にまだ2割ぐらいしか稼働していない。バイオマス発電の場合、エネルギーが二、三割しか有効活用されないということです。熱利用の場合は9割持っているものを引き出すことができるということから、もともと発電だけでは非常にロスが多い。これは外国の例を見てもわかります。もうヨーロッパあたりでもほとんど熱利用が主体であって、発電は継ぎ足しみたいに行われている。これが現状ですので、やっぱりそういうところをきちっと把握をした上で私は事業に取りかかってほしかったなど、慎重に計画してほしかったなど思っております。

しかし、もう終わったことですので、今さら言っても仕方がありませんけれども、今後、やっぱり八女市の林業発展のために先頭を切ってやっていただきたいんですけれども、ついでながらお尋ねしますけれども、今年度新規で地域林政アドバイザー制度というのが導入されております。これについてどうなったか、お伺いします。

**○林業振興課長（若杉信嘉君）**

先ほど説明が足りておりませんでした。熱利用については、重々2,000キロワット未満の木質バイオマス発電を協議する中で、協議会、それから部会等々でも検討を十分にしてきたところがございます。ですが、結果的になかなか2,000キロワット未満での熱利用が逆に発電のほうに影響があるということで、そういったもろもろの経緯がございまして、最終的

には発電のみで進めておいた現状でございます。

それから、地域林政アドバイザー関係につきましても、現在、当初予算でももちろん地域林政アドバイザーを雇用したいというところをお願いをしているところでございますが、実はこれは県のほうがそれぞれ資格を持った方を紹介していただくということになっておりましたが、現状、まだ県のほうも手配とか、探しております。実際、紹介を受けておりませんので、現状としてはまだ雇用に至っていないという現状でございます。

以上でございます。

#### ○17番（森 茂生君）

結局、予算に計上したけれども見つかっていない。どうも県任せみたいで、八女市が一番林業が福岡県では多いわけですので、県にお願いするだけではなく、やっぱりきちっとした対策をとってやらないと、結局予算化したけれども、それが雇うことができなかった。最初の出足から今度の林業関係はつまずいているような気がしてなりません。

こういう中で、国有林野管理経営法というのが改正されております。ことしの6月に成立しておりますけれども、これについて、一応どういうシステムのところが改定されたのか、答弁をお願いします。

#### ○林業振興課長（若杉信嘉君）

お答えいたします。

まず、国有林野の管理経営に関する法律というものがもともとございまして、その一部改正が6月に行われた状況でございます。この主な内容としましては、森林経営管理法による新たな森林管理システム、これの経営管理が不十分な民有林、これを意欲と能力のある林業経営者に集積、集約することとしているということで、これは市町村のほうで取り組む森林経営管理法を定められたところでございますが、これを円滑に実施するために、また意欲と能力のある林業経営者を育成するために安定的な事業量の確保が必要であるという国の観点から、先ほど市長答弁にもありましたように、民有林からの木材需要を補完する形で国有林から長期、それから安定的に意欲と能力のある林業経営者に木材を供給することが有効であるという判断のもと、今回の一部改正に至っております。中身としては、今まで国有林の立ち木等を伐採して売る場合、作業及び売買する場合は入札をやっている現状でございますが、入札に加えまして、一定期間安定的に原木を林業事業者のほうに供給できるような仕組みに拡充したということの改正でございます。

以上でございます。

#### ○17番（森 茂生君）

これは国有林だけの問題ではなく、八女市にどれだけ国有林があるかわかりませんが、森林面積の約3割が国有林というようなことのように思いますが、この改正を見ますと、

樹木採取権制度という副題がついております。

先ほど言われましたように、能力のあるところに林業を集中するために国有林も加勢するようなシステムと言われております。補完するようなシステムが今度の国有林の改正のようです。これが今までは20ヘクタール程度毎年入札かけていたのが、数百ヘクタール、これを最高で50年間切つてよかですよという改正です。ですから、多くのところから非常に心配の声が上がっております。例えば、林野庁の有識者で審議する林政審議会の会長をされていた方が東京農工大の土屋さんという方ですけれども、この土屋さんが大変——はらかいてと言っちゃおかしいんですけれども、野党の参考人質疑にこの人が出席して、もう批判的なことをる述べられております。どういうことかと言うと、林業は切る、植える、育てるの循環によって経営が成り立つけれども、今回の法案は切ることだけに重点が置かれているということで、国有林にある全てを伐採する皆伐が広がるのは確実で、大変心配をしているということをお知らせし、国会の場で林野庁の審議会の会長が野党の質問に答えて、こういうことを述べているほどです。

そして、それをまたよく調べてみますと、いろんなところが言われております。奥山保全・再生ということで、一般社団法人日本熊森協会というのがあるそうです。1万7,000人会員がおられて、会長が室谷さんという弁護士ですけれども、この人がどう言っているかと言うと、今回の改正は国有林内の手入れが行き届いた収益の上がる人工林をとりあえず大手の10社に600ヘクタールずつぐらい50年にわたって伐採権を与え伐採させてあげるといふもので、国民の税金を使い、1ヘクタール当たり2,200千円のお金をかけて手入れした優良人工林が対象となっているということで、いわゆる国有林をもう切ってしまうという発想なんです。それと、あわせてそういう人たちが今度森林経営管理法、民有林、こっちにも手を伸ばしてくるといふ大筋の流れが出てきているわけです。

今度の森林管理法でも、これも農林水産の参考人質疑で泉英二さん、愛媛大学農学部の教授ですけれども、この人も——これは今度民有林のほうです。森林経営管理法のほうです。この法案は、究極的には川下の大型化した木材産業及びバイオマス発電施設への原木の安価な大量供給を目的としか思ひようがないと言われております。両方とも大手を対象にした、安倍さんがよく言う企業が世界で一番活動しやすい日本、まさにこれの林業版です。下手すればもう国有林、そして民有林も今後は伐採をどんどんされていくお膳立てができたと思っております。そして、さらに問題なのが、専門家が言っていらっしゃるんですけれども、この国有林を切つて、あと植林するのが民有林の場合、義務づけされております。国有林の場合どうなっているか、もし御存じだったら、御存じなかったらいいです。

#### ○林業振興課長（若杉信嘉君）

詳細は、ちょっと私も国有林の関係で制度等の詳細な内容を読んではおおりませんけれども、

市町村にも地域森林計画というものが、もちろん計画をしているものでございます。国もそういった森林計画というのが、もちろん国有林に関しても立てられておりますので、先ほど言われました権利設定につきましては、一応5年ごとに樹木の伐採等の具体的な条件等について、現行の国有林の伐採ルール、これは皆伐の上限面積とか保存帯の設置などに適合したものを契約するというので、この法改正の制度ではなっておりますので、そういった国有林についても、そういった計画、制限に基づいた伐採等々、売り払い、または物件等が設定されるものということで私は理解をしているものでございます。（「植林は」と呼ぶ者あり）

植林についても同じように、市町村でも必ず植林をしなければならないという計画がございますので、これにつきましても、国有林に関しても必ず植林をするということで、今回の改正の中に植林の義務づけ（同ページ後段で訂正）というのほうたわれておるものでございます。

#### ○17番（森 茂生君）

今、植林の義務づけがうたわれていると言われましたけれども、私も調べてみました。専門家があきれているのは、これは義務づけされていないんですよ。この法律の8条の25に――もう必要なところだけ読みます。「当該植栽をその樹木の採取と一体的に行うよう申し入れるものとする。」、申し入れをしますよということです。国有林切った後は植えてくださいという申し入れをしますよという法律なんですよ。そいけん義務づけていないんですよ。これが一番専門家があきれているといいましょうか、切るだけ切らせて、あとは国が植えるのを申し入れしますげな、植えてくださいよと、ここが皆さん専門家があきれているところです。

こういう状況ですので、これは今後の林業というのは非常に危惧されるわけです。ですから、そういうところもきちっと把握をされて、ぜひとも皆さんに周知をし、こういうことにならんようなきちっとした林業を、八女市は永久に続くような林業体制をしていただきたいと思えます。

ちょっと時間がもう過ぎていきますので、次へ行きます。（「済みません、ちょっとよろしいですか」と呼ぶ者あり）

#### ○林業振興課長（若杉信嘉君）

済みません、今の件で、私ちょっと表現が悪うございました。「義務づけ」と言いましたけれども、これは先ほど議員も言われましたように、「申し入れ」と「条件をつける」ということで、「義務」という表現が悪うございましたので、それは訂正をさせていただきたいと思えます。申しわけございません。（同ページ前段を訂正）

#### ○17番（森 茂生君）

いい木を、国有林を切らせるだけ切らせて、あとはもう植えてくださいよという程度です。民有林の場合はもう義務づけしているんですけども、国有林もきちっと義務づけしないと、もうあとはとんでもないことになってしまう、専門家もかなり心配しているわけです。こういうところが今どんどんと林野分野で国有林、民有林で進んでいる。これが非常に危惧されると私は思っております。

時間の関係で次へ行きますけれども、いよいよ民有林、八女市の経営管理制度というのがことしから始まりますけれども、まだ取っかかりですので今から始めていくんですけども、非常に危惧されるのが採算ベースの合うところは業者に再委託する。採算ベースに合わないところは八女市が独自で管理するというので、膨大な採算に合わないところを八女市が抱え込んでしまうような状況になってしまうわけです。

これは今後もありますので、もうここで論議はしませんけれども、委託をしない人は、もう無理してでも八女市が手続をして、一定手続すれば無理して委託管理できるという法律になっております。

確認しますけれども、皆さんが非常に心配するのは、委託はしたけれども、固定資産は一緒に持ってくれるのかです。これが一番皆さんが言われているところです。

確認します。固定資産は委託した場合どうなるのか。もう一度、以前聞きましたけれども、もう一回はっきり答弁をお願いします。

#### ○林業振興課長（若杉信嘉君）

現行の森林経営管理法の中での考え方につきましては、固定資産は所有者の方から払ってもらうという形になります。

以上でございます。

#### ○17番（森 茂生君）

管理権だけ委託をして、土地は本人の持ち物だということだろうと思っておりますけれども、固定資産は今までどおり払わなくちゃならないということで、非常にこれが矛盾するわけです。ですから、そういうところが恐らく今後相当いろんな問題がこの森林管理システムでは出てくるはずですよ。もう当然わかっています。

ですから、今後の問題ですので、ここではこれ以上言いませんけれども、今後慎重にぜひやっていただきたい。そして、アドバイザーすら来ていただいていないということで、いよいよ人手不足になって林業行政がととまずく可能性がありますので、今後とも慎重によろしくをお願いします。

次に行きますけれども、国民健康保険税についてですけども、子どもに係る均等割税についての見解をお尋ねしましたけれども、もう既に御承知のように、全国市長会、あるいは全国知事会、これも国のほうに、この制度はおかしいから見直すようにというのは再三出て

おります。当然八女市も御存じだと思いますけれども、八女市はいろんな対策をとってあります。やめっこ夢祝金は第1子が50千円、第2子が80千円、第3子が100千円、入学祝金は小学校に入学するときに1人30千円、中学校で50千円と、かなり少子化対策には力を入れていただいているものだと思いますけれども、この国民健康保険税の均等割については、子どもがふえるたびに1人分の税金が取られる。もう生まれたら即その場から取られるというシステムです。ですから、まさに少子化に逆行するような制度、ですからこそ全国知事会も全国市長会もこれはおかしいということで見直しを求めているのが現状です。

いろんなところで今見直しが行われております。私の知ったところによれば、独自にもう25自治体が子どもに係る均等割税を減免の対象にしてやっています。これは今後恐らく相当ふえるだろうというのが予測されております。制度的にはこれはなくしたほうが一番いいし、国がなくしたほうが一番いいんです。ところが、国がそう簡単にそれを法改正するというのは今のところ考えられませんので、独自に八女市でこの減免措置をよそでとっているように、子どもに対する均等割税、これの減免を考えたらどうかと思うわけです。これについてどういう考え方なのか、再度お尋ねします。

#### ○市民課長（山口幸彦君）

お答えいたします。

市長答弁にもありましたとおり、八女市としましては議員御指摘のとおり、全国市長会を通じて、基本的には国にその制度を創設していただくというスタンスのもと、じゃ、市独自でどうなのかという部分につきましては、平成30年度から御存じのとおり、県と市町村が共同で保険者に当たるということで国民健康保険制度が改正されています。

現在、制度の改正時期で過渡期になっておりまして、いろんな課題を持っております。その中の一番大きな部分として、保険税率の県内の統一が行われていないという部分がございます。ですから、まずは課題の解決を見て、その上で、じゃ、八女市としてどうなっていくのかというところを検討させていただければと考えております。

以上です。

#### ○17番（森 茂生君）

いや、県がではなく八女市独自でやっぱりこれは設けられないかというのが私の趣旨です。しかし、即よい返事が聞けるとは思いませんので。例えば、この減免もいろいろやり方があるようです。第1子だけとか、全額とか半額とかいろんなやり方がありますけれども、一度試算をしていただきたいと思いますけれども、どういうパターンでもいいんですけれども、子どもの均等割税を減免した場合、幾らぐらいの予算が必要なのか。

ぜひちょっと試算をしていただきたいと思いますけれども、どうでしょうか。

#### ○市民課長（山口幸彦君）

お答えいたします。

本年度の賦課時期にあわせまして試算をさせていただいている状況でございます。それによりますと、約52,000千円が全額免除をした場合に必要になってくるという試算をさせていただいております。

以上です。

**○17番（森 茂生君）**

全額やった場合、52,000千円が必要ということで、これは恐らく毎年必要になってくるんだろうと思いますけれども、一応参考のために承っておきます。

今後、これはまた引き続きお願いをしていくつもりですので、よろしくお願ひします。

次に、保険者努力支援制度というのが出ておりますけれども、これも相当いろいろなって、保険者努力支援でマイナス評価をするという新聞記事です。プラスではなくマイナスをしてしまうという、受診率とかもろもろの状況がずらっと述べてありますけれども、1つ危惧されるのが、もともと県と一緒に保険者になったのは、一般会計からの法定外繰り入れ、これをなくするのが主な目的だと一般的に言われております。今後、恐らくそういうふうで法定外繰り入れをやった場合云々とか、点数が引かれてくる可能性があります。

八女市の場合、今後一般会計からの法定外繰り入れをどのように考えていらっしゃるのか、お尋ねします。

**○市民課長（山口幸彦君）**

お答えいたします。

基本的には、国民健康保険制度につきましては、その会計だけでやりくりするのが正当な考え方かと思っています。ですから、決算補填の法定外繰り入れにつきましては、なるべくしないような方向でお願いするという形で考えております。

ただ、市独自の制度の中での繰入金につきましては、法定外の決算、言われている決算補填のための繰入金とは別の部分がございますので、その部分についても慎重に協議をさせていただきたいと考えております。

**○17番（森 茂生君）**

もし法定外繰り入れをやらないということになれば、その分、今度は値上がりということになってくるわけです。

ここに資料を出していただきましたけれども、国保税の滞納及び差し押さえ件数ということで、平成30年度、滞納件数が1,272件、差し押さえ件数は198件あります。そして、資格証明証発行が143世帯、短期保険証が233世帯という資料を出していただきましたけれども、これがさらにふえてくると思います。ですから、私はもうこれ以上国保税が上がったらとてもじゃないけれども、もう払いきらんというのがちまたの声です。やっぱりこういうところを



真摯に受けとめてもらって、当然努力すべきところは努力しなければなりませんけれども、いよいよの場合は、やっぱり一般会計からの法定外繰り入れをやるという気持ちで私は臨んでいただきたいと思います。そうしないと、この滞納なり、あるいは差し押さえぐらいいでは落ち着かんぐらい皆さんせっぱ詰まっているのが私は現状だろうと思っておりますので、ここでこれ以上言っても無理ですので、一応そういうことだけ要望をしておきます。

次に、レセプト点検ですけれども、第三者行為求償によるのは思ったよりちょっと少ない、返還を受けたのが2,650千円です。私はもっとあるべきだろうと思えますけれども、これについての概略を説明していただだけませんか。第三者行為求償とはどういったものか。

**○市民課長（山口幸彦君）**

お答えいたします。

第三者行為求償というのは、事故等において保険が使われた場合に該当してくるケースになってきます。例えば、交通事故を起こされた。そこで、本来であれば、これは通常の保険者が負担する部分ではなくて、それぞれの過失による部分でそれぞれが賄っていただくという形になりますけど、実際的に事故等が起きましたときに病院等かかられましたら、そのまま、例えば、国民健康保険の加入者の方は国民健康保険の保険証を使って受診をされる。その後、今度損害保険等が入ってきたときにそういう部分が入ってきます。ただ、医療機関としましては、そのままレセプト処理をされることもありますので、例えば、レセプトの中で、そういう事故等によるという記述なり処置が見計られる部分につきましては、こちらの点検の中で出させていただいて、本人に確認の上、その後の処置をさせていただくことになります。件数的には少のうございます。ただ、お話が早くつく場合もありますし、お互いのお話つかないという場合もございますので、今回お答えしておる2,650千円につきましては、30年度に起こった第三者行為求償に係る費用ではなくて、過去から合わせた部分の延べの金額ということで御理解をいただければと思います。

以上でございます。

**○17番（森 茂生君）**

ほとんどは損害保険とのかかわり合いだろうと思っております。病院が国保に請求するのか損害保険会社に請求するのかということになるかと思えます。

それで、特に交通事故の場合、もう丸々相手方から払っていただくのが筋だろうと思えますけれども、損害保険会社との関係、ここが一番のみそだろうと思っております。

ですから、損害保険との話し合いなり損害保険についての考え方は、課長はどのように感じていらっしゃるか、お尋ねします。

**○市民課長（山口幸彦君）**

お答えいたします。

近年の第三者行為の状況を見ますと、損害保険会社等が前もって市町村なりの保険者にそういう状況の事案であるという部分をお知らせいただくケースも多うございます。そうなりますと、一度は保険給付をしておきますけど、その後の部分については損害保険会社のほうで責任を持って、その保険者負担分をお戻しいただくという形になっておりますので、近年の第三者行為における事故の対応につきましては、損保会社等につきましては協力的になってきているんじゃないかなと感じております。

#### ○17番（森 茂生君）

協力的なら、それはそれでいいんですけれども、J A共済総合研究所というところがあるそうです。高野さんというのがここに書いてありますけれども、実際これに携わった方ですけれども、こう書いてあります。被害者に対してほぼ例外なく健康保険の使用を催してくる、損害保険会社は公的な保険を使うてくれと言うというのが当たり前だそうです、この人が言うのは。なぜかという、約款というのがあります。損害保険のびっしり書いた小さい字で。あの約款にこう書いてあるそうです。「治療を受けるに際しては、公的制度の利用等により費用の軽減に努めなければなりません。」という一文が入っているそうです、損害保険のあのびっしり書いてある中に。実際私も必死になって見つけました。ここにソニー損保というので、全部びっしり書いてあります。この中にやっぱり確かにあるんですよ、20条に事故発生時の義務ということで、「保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、人身傷害条項第1条（用語の定義）に「人身傷害事故」により、治療を受けるに際しては、公的制度の利用等により費用の軽減に努めなければなりません。」という条文が入っています。私もこれ初めて知りました。

そして、ちょっと調べてみましたが、例えば、東京海上日動という、これちゃんと一面に載っています。「ケガ等により治療される場合には、健康保険等、給付を受けられる公的制度をご利用ください」と、損保のホームページに堂々と載っています。あいおいニッセイ同和損保、これにも「ケガの治療を受ける場合は、健康保険などの公的制度をご利用ください」と、堂々と書いているんですよ。ですから、こちらがきちっとやらんことには、好意的と言われましたけれども、好意的な面もあるかもしれませんが、なかなか私はこれを見る限りにおいては、全部国保にまっかけて来ているような気がしてなりません。

ですから、県のほうもこれは効果が抜群、800倍とかなんとか書いています、これを1つ見つけると。ですから、病院あるいは損保、そこら辺とよっぽど対策をとらないと、損保で見るはずのが国民健康保険に全部——全部とは言いませんけれども来ていて、それが結局国保財政を圧迫する原因になっている。ここに1つの原因があるような気がしてなりません。ですから、そこのところをきちっともう一回精査されて、これはもう大きなところの戦いです。八女市ぐらいではどうもこうもなりませんけれども、実際、町田市というところが裁判

を起こしています。交通事故に遭った人の場合、もう固定したから損保会社があとは見ませんよと言ったわけです。その後は国保で治療を受けていますけれども、いや、これはまだ損保が見るべきだということで、町田市が訴訟を起こして今係争中だそうです。まだ結論は出ていないそうです。

こういう状況ですので、よっぽど慎重にレセプト点検、そしていろんなことをやらないと、交通事故あたりはほとんど、2,650千円、これはもう桁違いだろうと私は思っています。

ですから、そこら辺のところを再度検討し直していただいて、もう少しやっていただきたい。レセプト点検でもきちっとそういうところをチェックされているのかどうか、特別第三者行為求償をされているのかどうか、再度お尋ねします。

#### ○市民課長（山口幸彦君）

お答えいたします。

レセプト点検につきましては、市長答弁にもありましたとおり、八女市の場合は福岡県国民健康保険団体連合会で第一次審査が行われます。それを通った部分を含めた全件レセプトを八女市独自のレセプト点検で抽出をするという形になっています。

近年、レセプトの電子化というのが進みまして、かなり症状によって対応を、どういう対応をしているのかという部分や、どういう原因でなっていたのかという部分がわかるようになってきておりますので、その部分をフル活用しながら点検のほうは当たらせていただきたいと思います。

それと、済みません、先ほどのいろんな損保会社の約款の部分なんですけど、私が聞いておりますのは、福岡県の連合会のほうが各損保会社と協定を結んでいると聞いております。その中で損保会社のほうも協力的にやっていくという協定になっておりますので、先ほどのような表現をさせていただいた部分でございますので、御理解のほうをよろしく願いいたします。

#### ○17番（森 茂生君）

決算の質疑でもこれを取り上げていますので、そのときまた改めてこの問題を言います。

もう一件残っています。アスベスト点検、全然今までなかったということのようではありますが、恐らく今からだろうと思います。いろいろ資料を見てもみると、2040年度ごろがピークに——ちょっと待ってください。2040年度までに男性だけで10万人以上が死亡するだろうという予測結果が出ております。これは潜伏期間と言うんですかね、10年から40年、50年という話ですので、今からこれが相当出てくる可能性があると言われております。早稲田大学の村山教授というのが表まで出して予測をされております。ですから、今後このアスベストに関してもきちっと目を光らせていただきたいと思います。

これは決してよそごとではありませんで、全部でアスベストは3,000種類以上のものに使

われていると言われております。そして、家庭用でも155社、774製品が家庭用にも使われている。もうありとあらゆるものから出てきます。その中に1つ注目されるのが火鉢です。火鉢を販売しよった。ガス火鉢とか昔の火鉢ですけれども、灰のかわりにアスベストを下に敷いておったというのが、これはもう即撤去されているようだけれども、とんでもないところにアスベストが含まれたのが出てくるようです。例えば、消防署の燃えにくい着る物だとか、もうありとあらゆるところから出てきます。ほとんど8割、9割は建設資材ですけれども、家庭の中にもそのようにずっと紛れ込んで、いつ発症するかわからないということで、もしこの発症があれば、これは国の制度にのっかって補償が受けられるということになります。

ここに厚生労働省が出しているのがありますけれども、例えば、建設以外の業者が4,410、建設業の事業所が6,510カ所、合わせて1万920事業所が日本でアスベストを扱ったのが出ています。八女市にあるかどうかは調べられましたか。

**○市民課長（山口幸彦君）**

申しわけございません。その件については調べておりません。

**○17番（森 茂生君）**

実は、もう八女市でも八女市関係だろうと思います。住所は筑後市とかちょっと混じっている部分がありますけれども、八女というので出てくるだけで、建設業と建設業以外、合わせて11カ所に事業所が八女市にも現にあった。もうやめているところもありますけれども。ですから、決してこれはよそごとじゃないわけです。

ですから、もし労災なんかが認められれば、これは全額国が見ますので、たとえ国保で見ても国保は国のほうから戻ってきます。全然国保は助かるわけです。そういう意味からも、きちっとレセプト点検で、中皮腫とかは特にほとんどアスベスト関係だろうと言われておりますので、これはレセプト点検で見つけるのが一番の方法だろうと思いますので、そういうところも今後はぜひ目を光らせていただきたいと思います。

これについて見解を伺っておきます。

**○市民課長（山口幸彦君）**

お答えいたします。

レセプト点検につきましては、医療費の適正化という部分に大きな影響を及ぼしている要因だと考えておりますので、厳正なる審査のほうを続けさせていただきたいと考えております。

**○17番（森 茂生君）**

防火ライト関係を扱っている業者が、労災認定が5件出ております。もう既に労災認定され、その周辺部の方々が曝露している可能性も出ております。

それで、この石綿に関しては労災、そしてわざわざ法律をつくっております。アスベスト救済法という法律まで別につくっております。

そしてもう一つが、これは国の落ち度だったということで、最高裁で判決が起きておりますので、もし認められれば1人頭5,500千円から場合によっては13,000千円まで国が損害賠償で払うということが言われております。

盛んに今インターネットを見ますと、アスベストのことは何々法律事務所にお問い合わせというのが頻繁に出てくるんですよ、これなんです。これで申請をすると国から最高で13,000千円の補償金が取れるわけです。すると、まず国保が助かるということですし、ぜひこれは目を光らせんとなかなか見えてこない部分もありますので、今後ぜひこのアスベストに関しては、より注意をしていただきたいということをお願いして、私の――あっ、まだありますね。もういいです。よろしくお願いします。

以上です。

**○議長（角田恵一君）**

17番森茂生議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

11時20分まで休憩いたします。

午前11時7分 休憩

午前11時20分 再開

**○議長（角田恵一君）**

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

**日程第2 議案審議**

**○議長（角田恵一君）**

日程第2. 議案審議を行います。

報告第6号 株式会社クリエイトやべの平成30年度決算及び令和元年度事業の計画の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

**○8番（高橋信広君）**

まず、このクリエイトやべについては、一番大変なのは人的な、人材の問題と思うんですね。そういう意味で昨年と、それからことしの異動、それから継続性というところを含めて少し御説明いただければと思います。

**○林業振興課長（若杉信嘉君）**

クリエイトやべの、まず職員の状況でございますが、昨年度は部長を含め、事務員はちょっと除きまして7名でやっておりました。今年度、令和元年の6月で1名が個人の都合

でやめましたので、現在7名という動きでございます。

それから今後としては、やはりクリエイト自体はもちろん売り上げ等々を上げていく、収益を上げていくというのは重要でございますが、一番の目的が担い手育成という部分がございますので、今年度におきましても、国の緑の雇用を活用した事業をしております、それで新規就業者の育成等を実施しております。それは3名、昨年度受けまして、今年度につきましては1名ということになります、そういうのを活用して担い手育成のほうを中心に、それとあわせて、やはり売り上げを上げていくというのは非常に重要でございますので、農産業を含めた、それから林産事業に対しまして一生懸命営業を行って行って、売り上げのほうも確保していくという形で取り組みを進めていきたいと考えているところでございます。

**○8番（高橋信広君）**

それから、収益を圧迫するというか、収益が一つのポイントになるのは、この補助金の収入というのが結構ポイントになると思うんですけど、大体予算を編成された後、どちらかといったら上がった実績という傾向が続いていますけど、例えばことしの7,000千円、これというのはもうしっかりした根拠、それからもう少し上がる要素があるのか、このあたりはどうなんですか。

**○林業振興課長（若杉信嘉君）**

ちょっと昨年度の決算とを見比べていただきますとわかりますが、昨年度は12,000千円ほど補助金収入が上がっております。これにつきましては、毎年市から出しております林業労働力強化事業補助金として4,000千円を含めまして、あとは先ほど答弁いたしました緑の雇用事業、これが4,000千円ほど入っております。そのほかには、異業種参入促進事業という、これは県単の事業でございますが、それが2,000千円ほど平成30年度は決算として上がっております。今年度につきましては、先ほど言いました緑の雇用事業が昨年度は3名に対して、今年度は1名ということになりますので、市から出しております林業労働力強化事業補助金の4,000千円と、それプラス緑の雇用事業、それから森の担い手対策事業を見据えたところでの7,000千円ということで予算が立てられておるものでございます。

**○8番（高橋信広君）**

もう一つ、先ほど課長から話がありましたように、この事業というのは、株式会社でありますけど利益追求型の会社じゃないというのは十分認識しております。そういう中で、これは商品売り上げと貸出収入というのが新たについていますけど、これは将来的に何かこういう貸し出し、それから商品を開発しながら何かやるという意図があるわけじゃないんでしょう。このあたりをお聞かせください。

**○林業振興課長（若杉信嘉君）**

貸し出しにつきましては、ちょっと令和元年度も見込んでおりますけれども、これにつき

ましては、実はクリエイトが河川系の集材機を使った作業を主に取り組んでいるところでございます。これの河川系集材機が現在余り周りになくて、そういった部分で他の林業事業体に時期によっては貸し出しが発生しますので、そういうところでの見込みをしているところでございます。

あわせまして、その他の売り上げ等につきましては、例えば間伐材とか未利用材の売り上げ、現在未利用材に関しましては黒木の野田山で森林組合が収集しておりますので、そういった部分での若干の売り上げを見ているというところでございます。

**○8番（高橋信広君）**

あと一つ、地域商社との絡みというか、これからは地域商社も既に動いていますけど、このこと、このクリエイトやべとの連携、あるいは仕事の絡みというのは何かあるのかどうか、これについてお聞かせください。

**○林業振興課長（若杉信嘉君）**

平成30年度では特にはその絡みという部分はございませんでしたが、今後、地域商社がいろいろな製品をしていく中で、山林等の作業ですね、伐採とか、そういった部分で依頼されることも予想されますので、そこらあたりはクリエイトが山から例えば間伐材を搬出してそちらのほうに納めるとか、そういった連携あたりは今後とれるものだろうと思っておるところでございます。

**○副市長（鎌田久義君）**

今の件につきましては、地域商社から平成30年度に打診がありました。それで、クリエイトやべとの協議を踏まえた中で、その分につきましては木材の搬出等でもございましたけれども、向こうからいけば供給ですね、これについては当面ちょっと森林組合で対応するという事で、このクリエイトやべとはちょっと縁がないということでございます。

**○8番（高橋信広君）**

いずれにしろ矢部村にとってというか、森林業界にとって非常に大切な会社と、私は前から認識しておりますので、さらに頑張ってください、収益も大事ですけど、そういうバックヤードとして、サポート役として活躍いただけるようによろしく願いして終わります。

**○議長（角田恵一君）**

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

質疑を終結いたします。

本案につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項の法人につきましては毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類を作成し、これを市長か

ら議会に提出するものでありますから、質疑にとどめ、これをもって審議を終わります。

報告第7号 一般財団法人星のふるさとの平成30年度決算及び平成31年度事業の計画の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

#### ○8番（高橋信広君）

最初に、私は平成30年度の収支予算と、それから収支計算書のこの予算額、それからもう一つは正味財産増減計算書と収支計算書のチェックをした中でちょっといろいろ数字が、予算書については4点、それから正味財産増減計算書と違いが2点ほどあるんですよ。これについて理由を、全くわからなかったもので、これをお聞かせいただけますか。

#### ○観光振興課長（荒川真美君）

御説明いたします。

お手元に配付しております決算書の7ページにございます収支計算書ですね、こちらの分にある予算額、こちらが昨年9月にこの定例議会において報告されました予算額と相違があるという点がまず1点目かと思います。

これにつきましては、昨年9月に報告しました予算額の内から、上から何段目になりますかね、事業収入という項目がございます。昨年の予算額ではこの事業収入の中に商品開発事業収益、これも入れたところで合算されて提出されておりました。今回の報告では、それが項目立てして分かれて出しておりますので、それでまず予算の額が違うというのが1点。

それともう1点は、運営しております星の文化館、こちらの運営状況ですね。換算して、昨年6月12日に理事会において予算の減額を補正という形でなされております。これで金額の相違が出ているのが1件です。

補正につきましても、一応理事会を通してということになっておるのが収益の部分の相違の点かと思います。

あと、先ほど言われました正味財産計算書と収益の計算書の相違、これが2点ございました。

まず1点目は消耗什器備品費、こちらの分が増額となっております。この理由は、星の文化館で商品として購入しておりました天体望遠鏡、これを体験のプログラムで使用することで自家消費の形をとって備品に登録しておりますので、この分で増額。

もう1点は通信運搬費、こちらは財団が持っておりました死蔵財産でありますNTTのテレホンカード、こちらを昨年度は通信費として、電話料ですね、こちらで見ることができるということで、テレホンカードで支払いをされております。ですから、その死蔵財産は減って、通信運搬費の額は減額されているというのが1点で、相違点はそれとなります。

以上です。



**○8番（高橋信広君）**

今説明を受けますとようやくわかりますけど、この書類を提出されるときに、数字が違っていると私らは混乱しますので、例えば収支計算書というのは本当に要るのかどうかということも含めまして、できれば私たちがしっかりわかるような、チェックができるような書類に考えていただきたいんですけど、それについてはどうですか。

**○観光振興課長（荒川真美君）**

議会の報告については、地方自治法の中に法人の経営状況報告というものがございます。条文の中にはその財産とか、地方債とか、そういう損益計算書という明記がありますが、収支計算書というものの明記はございません。昨年度の議会に出されました報告の中にもないというような状況です。今後は、各観光施設が運営しております財団等に調整を図りながら検討して議会資料として考えていきたいと思っております。

以上です。

**○8番（高橋信広君）**

じゃ、この件についてはよろしく願いいたします。

それから、収入のほうをちょっと見させていただいている中で、星の文化館、茶の文化館が中心なんですけど、あと入れ込み客の推移を追いますと、これはいわゆるレジベースの客単価にはならないんですけど、例えば入れ込み客数で割っていきますと、そうですね、どちらも1,700円ぐらいですね、1人当たり。だけど実質は購入率というのがありますから、もっと高くなるというふうに思いますが、これからこの星の文化館、茶の文化館も事業としてやっていく中で、やっぱり収益をぜひ目指していただきたいなと思っております。そういう中に、一つは商品開発という項目もありますし、この商品開発でブランド化を進めていくという意図があると思っております。そういう中で、ぜひ単価アップというところに結びつけていただきたいのですが、これについていかがでしょうか。

**○観光振興課長（荒川真美君）**

リニューアルしまして年々お客様の数はふえております。

あわせてそれに伴う収益、こちらもおのずと上がっていくべきだと思っております。昨年度より新しく専務理事も職員として採用されておりますので、今後幅広いPR活動並びに商品開発等についても力を入れていただくような指示をしていければと思っております。

以上です。

**○8番（高橋信広君）**

最後に、今事業として4つの事業をやっておられますが、片一方で事業を中心にやる、もう一つは管理を中心にと、そういうはっきりしていますけど、星の文化館と茶の文化館というのは観光客を中心に大きな利益を目指せる事業かと私は思うんですね。そういう意味

では、将来的には今の形態を変えて、例えば指定管理者なら今の財団から株式会社にかえるとか、民間を入れるとか、そういうことについては何かお考えはありますか。

**○観光振興課長（荒川真美君）**

お答えいたします。

実は、星野の場合は星のふるさとという公園がございまして、3年ほど前ですよね、例えば池ノ山荘も同じ中に入っておりました。議員がおっしゃったように、収益施設であるところを分けて指定管理という形をとらせていただいているところです。

今後は、茶の文化館、星の文化館が持っている、例えば観光に特化して公的なものと収益を図れるものというのを整理していきながらやるべきです。

ただ、分けたばかりというのもございますので、今後また中を考えていければと思っております。

**○8番（高橋信広君）**

ぜひ期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

**○議長（角田恵一君）**

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

質疑を終結いたします。

本案につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項の法人につきましては毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類を作成し、これを市長から議会に提出するものでありますから、質疑にとどめ、これをもって審議を終わります。

報告第8号 一般財団法人秘境柚の里の平成30年度決算及び令和元年度事業の計画の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

質疑を終結いたします。

本案につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項の法人につきましては毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類を作成し、これを市長から議会に提出するものでありますから、質疑にとどめ、これをもって審議を終わります。

報告第9号 一般財団法人FM八女の平成30年度決算及び平成31年度事業の計画の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

質疑を終結いたします。

本案につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項の法人につきましては毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類を作成し、これを市長から議会に提出するものでありますから、質疑にとどめ、これをもって審議を終わります。

報告第10号 平成30年度八女市健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

質疑を終結いたします。

本案につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告されるものでありますから、質疑にとどめ、これをもって審議を終わります。

議案第56号 八女市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（角田恵一君）**

全員賛成であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

議案第57号 八女市民会館条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

**○16番（三角真弓君）**

今回、消費税に伴う改正があっていると思いますし、その施設の値段というのはさまざまだというの理解をいたしています。

ただし、使用する場合、その施設に入った時点で、例えば一日ロビーにいても、入った時点で入館料を取られるところとか、何の使用もしなければロビーに一日いても使えると、使用に関してそういう格差ということはあってはいないですね。これは統一をされているのか、若干感じた施設があったものですから、それに対しての使用の決まり、これは合併後のかなりこういう施設がございますけど、統一を図られているのか、その点をお尋ねいたします。

**○総務課長（野田勝広君）**

お答えをいたします。

今回、この改正を行うに当たっては、関係課全て寄って、統一した方針を出しておりますので、そういったことも含めて図っておりますことを御報告いたします。

**○16番（三角真弓君）**

終わります。

**○議長（角田恵一君）**

ほかに。

**○6番（田中栄一君）**

今回の改正は消費税が8%から10%に10月1日から上がるということでの使用料、利用料の改正だと思っておりますが、5%から8%に消費税が上がったときに利用者の負担を考慮して据え置くという部分があっておりました。今回10%で計算された場合に、利用者から見れば5%が10%に引き上げられるということになりはしないかと思いますが、そこら辺についてのお考えをお尋ねしておきたいと思っております。

**○総務課長（野田勝広君）**

お答えをいたします。

今回の改正につきましては、議員おっしゃいますように、平成26年度に5%から8%に上がりましたときには、ちょうど災害の復興中ということで、市長がそのときに上げないという決断をされたものであります。今回、消費税が10%になることについて改正を行うわけがありますけれども、これにつきましては議員おっしゃいますように、今現在が5%で計算さ

れているものを、今回全て10%ということで計算をし直して議案として上げているものでございます。

ちなみに、今回、全部で50施設の使用料、利用料の改正を行っておりますけれども、50のうち45施設が今言います5%から10%の計算をやり直しているものでございます。

**○6番（田中栄一君）**

先ほど言いましたように、前は確かに災害を考慮してということでの思いやりのことだったと思うんですけども、今回は利用者から見ればいきなり5%分上がったということでの、何か負担の増大感が非常に大きいんじゃないかと思っておりますけど、そこら辺についての利用者への周知とか、そういう部分についてはどのように考えておられますか。

**○総務課長（野田勝広君）**

今回の議案につきましては、当初の予定としては3月議会で御提案をさせていただいて、10月1日から施行という形で進んでおりましたけれども、いろんな国の状況とかを見ていますと先延ばしされる可能性もありましたことから、3月を6月に、6月をまた再延期ということで来たわけでございます。今回やっと10月から予定どおり施行されるということがわかりましたので、10月1日から施行予定としておったものを4月1日に延ばしまして、半年間の周知期間として今回設けておりますので、その期間に適切な周知を行っていきたくて考えております。

**○6番（田中栄一君）**

施設の利用料についてはそういうふうなことで承知いたしましたけど、今度は施設内で販売等があると思います。この際に8%の分と10%の分が発生すると思いますが、今レジにその表示をきちんとしていかなければいけないということになっておりますけれども、その点の対応についてはどういうふうに進められていますか。

**○観光振興課長（荒川真美君）**

今御指摘のあったのは、例えば観光施設等にある売店、そういうものをおっしゃったのかと思います。

これにつきましては、各施設のレジの仕組みの入れかえですとか、そういう対応をとらせていただいておりますし、軽減税率の問題がございまして、お持ち帰りなのか、それともそこで食べるのかということで詳細を分けるような指示はしております。

**○6番（田中栄一君）**

利用者にとっては非常に負担感が増すということで、今度の消費税についても非常に世の中でいろいろな論議がなされておりますけれども、法律的にも改正がされて、それに向かって粛々と対応していかなければならないということでございますので、ぜひとも利用者の方に混乱がないような周知と、それからやっぱり職員の対応というのがそこに加味されてくると思

いますので、そこら辺について十分配慮していただいて対応していただきたいと思って質疑を終わります。

○議長（角田恵一君）

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

議案第58号 八女市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

議案第59号 八女市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件であります。議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により所管の総務文教常任委員会に付託いたします。

議案第60号 権利の放棄についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

議案第61号 財産の減額貸付けについてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○10番（牛島孝之君）

まず、お聞きしたいと思います。提案があっているそうです。提案の内容を御説明ください。

#### ○商工・企業誘致課長（仁賀木大助君）

今回の議案上程につきましては、株式会社ハコブネ様のほうから旧木屋小学校のほうに、そこをお借りして事業を実施したいという内容の提案をいただいております。

まず、今回の対象事業者は株式会社ハコブネ様でございます。今回の貸し付けの相手方であり株式会社ハコブネ様は2009年に設立されて、福岡市に本社を置く、産業部門の中分類では情報サービス業でございます。主たる事業は携帯、スマートフォンのアプリケーションソフトの受託開発などのIT事業を営まれておるところでございます。ITソリューション事業、スマホ向けゲーム、それから英会話アプリケーションなどのコンテンツ事業、スマートアグリ事業を手がけておられる企業でございます。

今回、旧木屋小学校の利活用につきましては、室内で土を使わない、水とLEDだけで栽培する植物工場の研究、開発とされておりました。植物工場のシステム設備の研究でありますとか、一般市場への出荷ではなく、個人、企業等を通じての農場、あるいは研究所としての活用、それから自社のシステム開発の拠点というふうな内容でございます。

簡単に言いますと、旧校舎の教室を利用して、独自のシステムによる水耕栽培システムを3教室利用して、独自開発のAIにて生育状況の研究と分析を行って、これをデータ化し、個人や企業への水耕栽培事業への支援を行う、さらには主に生産に適さない海外への水耕栽培システムの販売をするという内容でございます。

あわせて、校舎を利用し、カフェルーム、体験室、多目的ルームと計画をなされておまして、地域の皆様方との交流拠点、あるいは観光スポットの1つとして市民との交流、地域貢献をしたいという計画がなされているところでございます。

また、使用するのは旧校舎部分でございます。体育館、あるいはグラウンドは使用いたしません。したがって、体育館、グラウンドにつきましては、従来どおり地域の皆様方の使用となります。

この事業の計画でございますが、雇用の予定でございますけれども、最大12名を市民の皆様から雇用したいという計画がなされているところでございます。

以上でございます。

#### ○10番（牛島孝之君）

ハコブネさんですかね、この事業内容を今聞きますと、ほとんど今までは水耕栽培は恐らくやられていないだろうと、研究というふうに言われましたけれども、5年間、一応令和2年1月1日から令和6年12月31日までというふうになっております。これは5年で成果が出るはずはありませんので、当然継続して使われるかと思っておりますけれども、この使用料、これ



が本来幾らだったのか、どれだけ減額ということで貸付額が年額511,500円になったのかをまずお聞きします。

#### ○商工・企業誘致課長（仁賀木大助君）

最初に言われました水耕栽培の活動でございますが、株式会社ハコブネ様は台湾に自社の工場をお持ちでございまして、そこでもう既に研究をなされておるところでございます。そういうふうに向っております。

次に御質問がございました貸付額の話でございますけれども、まず、廃校小学校の利活用ということで、企業側からのメリットといたしましては新たに建物をつくる必要がないというところが、建設する投資金額を削減できるというのが大きなメリットじゃなかろうかと思うところです。

貸し付けにつきましては、平成28年5月からホームページにおいて募集を行ってきたところでございますけれども、これにつきましては、問題がなければ校舎については無償としたというふうな考え方を持ってホームページ上で上げさせていただいたところでございます。

今回の貸付予定者である株式会社ハコブネ様が、今回のスマートアグリ事業、水耕栽培システム事業を展開されるに当たっては、教室内改修が必要となっております。これは自社のほうでやっていただくんですけれども、この改修等にかかる多額の改修費用が予定されております。こちらにつきましては企業それぞれの経費でございますので、市で負担するような考え方は持っておりませんし、こちらのほうが予定されるということです。

このいわゆる投資額の回収を含め、先ほどおっしゃいました年数等も一応5年という形でさせておりますけれども、考え方の中に最大12名の新規市民雇用が見込まれること、それから本社が福岡ですけれども、そちらのほうから指導に当たる、管理に当たる本社従業員が八女市への移住も予定されているということでございまして、そのことを勘案いたしますと、貸し付けに当たりこの旧校舎は現在普通財産でございまして、普通財産の使用料条例を持ちませんものですから、行政財産使用料条例の規定を参考にして算出された額につきましては、年額9,287,100円でございます。そのところを、8,775,600円を減額し、年額511,500円で貸し付けようとするものでございます。

以上でございます。

#### ○10番（牛島孝之君）

随分安い金額で貸されると思いますけど、やっぱり雇用で、今言われたように指導ということで当然、八女市に移住、できれば定住、そして地元で12名の雇用、ぜひこれが成功していただいて、できれば別のところで自社工場とか、そういうこともしていただければ八女市全体の雇用促進、あるいは定住と、あるいは子どもさんたちが帰ってきてやっぱり八女に住みたいということになると思います。ぜひこれが成功していただかなきゃ困るので、担当課

には頑張っていたきたいと思います。

終わります。

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

議案第62号 市道路線の変更についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

午後1時まで休憩いたします。

午後0時 休憩

午後1時 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き議案審議を再開いたします。

議案第63号 令和元年度八女市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案につきましては委員会付託案件であり、議案質疑の通告がっておりますので、通告順に質疑を許します。

21番松崎辰義議員の質疑を許します。

○21番（松崎辰義君）

それでは、通告に基づきまして、2款1項、8目老朽危険家屋等除却促進事業補助金についてお伺いをいたします。

この制度につきましては、6月から始められて、わずか3カ月で補正を組まれるという状況が生まれておりますけれども、その補正を組まれる、わずか3カ月という間の状況をちょっとお知らせをお願いしたいと思います。

○防災安全課長（古家 浩君）

お答えいたします。

老朽危険家屋等除却促進事業補助金についてですけれども、議員、今おっしゃられたように6月から始めておるものでございます。解体費並びに除去費につきまして、かかった費用の3分の1、限度額300千円ということで補助のほうをやっているところでございます。対象家屋につきましては、老朽化した空き家の住宅が対象物になりますけれども、建物の状態といえますか、老朽化危険度を点数化したところで基準を設けて、事前に市のほうで調査をいたしまして対処しているところでございます。

これは6月から始まりまして、早速、問い合わせのほうも多数来た次第でございます。7月の半ばぐらいまでに、当初予定、見込んでおりました10件の相談を超えているところでございます。その間、先ほど申しました現地に行つての調査ですね。現物の調査のほうも行つておりますけれども、危険度的には合致するというので、ほとんどの相談物件が該当するというので来ております。7月のその後も相談があつておまして、8月末現在で7件、それにプラスされたところでございます。こちらについてはまだ調査中の物件もございまして、全てが該当するというのではまだありませんけれども、おっしゃられたように予想をはるかに上回るペースで来ておりますので、今回、補正のほうをお願いする経緯に至った

ところでございます。

以上でございます。

**○21番（松崎辰義君）**

私も最初、本当に申し込みがどれくらいあるのかなと思っておりました。始まるときにも、もし足らなくなった場合、補正を組むのかという話をしましたけれども、そのときはまだ始まったばかりで状況がわからないのでということでしたけれども、早速ということですが、7月までに10件の申し入れで、それは全て該当をしたと。あとまだ調査中もということですが、もう17件。当初の予算がたしか10件分だったと記憶しておりますので、もう足りないということでは、非常に住民の皆さん、市民の皆さんに喜ばれる制度であったと理解をしております。

それはそれとしながらも、そのときに非常に地域の人たちから何とかしてほしいという案件もあったので、その願いもしておりましたけれども、そういう地域からの要望といいますか、非常に危ない案件が今幾つかあるのか。それと、私のほうで要望しておりました、その案件が現在どのような状況になっているのか、その点お願いします。

**○防災安全課長（古家 浩君）**

お答えいたします。

危険度が迫った物件、案件ということでございますけれども、こちらのほうに関しましては空家等対策の推進に関する特別措置法、いわゆる特措法が施行されております。こちらの施策に従いまして対応を進めておるところでございます。

**○21番（松崎辰義君）**

空家対策特別措置法、これに基づいて今やっているということでは、結局それに指定をすれば、当然、固定資産税も、正確には計算しないとわかりませんが、6倍近くになるということで、それは持ち主のほうに通知が行っているのかどうか、お願いします。

**○議長（角田恵一君）**

質問の趣旨はわかりますかね。所有者に対して固定資産の増額の部分については通知が行っているかという趣旨だと思いますが。

**○防災安全課長（古家 浩君）**

お答えします。

いわゆる除去をやった後に固定資産税のほう上がるという通知だと思いますけれども、上がる分に関してはもちろん個人様に通知のほうを出しております。

**○21番（松崎辰義君）**

要は私が言いたいのは、この特別措置法にのっかって、あなたの家は危険家屋、特別なそういう措置の法のもとでやりますよという通知がちゃんと行っているのかどうかということ

をお伺いしているわけです。

**○防災安全課長（古家 浩君）**

いわゆる指導という分だと思います。八女市では法律に基づいて特定空き家に対して認定後の助言、指導をやった経緯は、指導が1件ございます。勧告、命令についてはまだ行っておりません。

以上です。

**○21番（松崎辰義君）**

指導は行っているということですから、もしこの指導に従っていただけない場合は勧告、そういうところまで法的に進んでいけるわけですね。そういうことまでしないとなかなか壊していただけないから、この法律を使わなければならないということだと思っておりますし、本来、そういうことじゃなくて壊していただければ一番いいんですけども、そういう案件が今1つということは、今、指導まで行っている。今後、そういう方向まで進む可能性があるのかどうか。それはまだ話し合いに出なければわからない。いわゆる相手とそういう話し合いが始まったばかりということなんでしょうか。

**○防災安全課長（古家 浩君）**

お答えいたします。

今、先ほど申しました指導についてですけれども、ちょうどタイミング的に指導を行って、そのすぐ後に対象者の方のほうに対処されて、実際に取り壊しのほうを行われたので、数的には指導ということでの1件はあるんですけども、現実的には一応終わっておるという形になっております。

以上です。

**○21番（松崎辰義君）**

それと、私のほうで、あえて申しませんが、住民の方から要望が出ていたので、この案件をぜひやってください。それはその案件でしょうか。

**○防災安全課長（古家 浩君）**

今申した件については既に終わっている件でございまして、議員、先ほどおっしゃりましたように、まだ残っておる案件というか、地元のほうから上がってきておる案件については私どももちろん認知しておりますし、その件に関して、先ほど申しました特措法に基づき、いわゆる所有者の確定とか、その前段のほうの作業を今進めているところでございます。

**○21番（松崎辰義君）**

それは一番は持ち主がきちんと確定できているのか。確定できても、それがいろんな方のところの了解を得なければならないとか、いろんな状況によって非常に難しい場合が多々あると聞いております。そういうところに行かれていますなら、そういう案件というのはほかに

も幾つかあるのでしょうか、お願いします。

**○防災安全課長（古家 浩君）**

お答えいたします。

そのような案件ということで、地元なり行政区なりからの空き家情報というか、御相談という形で上がってくるのが一番最初の段階でございます。そういった箇所については数件といますか、その都度上がってきております。

**○21番（松崎辰義君）**

そういうのがやっぱり数件あるということで、一番大変なのはこういう空き家だろうと思っております。ですから、以前も申しましたように、そういう法律に基づいてと言われましたように、こういう法律もきちんと使いながらやっていかないと、なかなかこれが進まない。これを使っても簡単に進まない部分が多々あるかと思いますが、やっぱり住民の安全・安心を守っていくためにはこういうことも必要だろうと思っておりますので、その点、精力的に進めていかれるよう要望しておきたいと思っております。

この場合、以前申し上げましたように、豊前市では固定資産税の減免の猶予ということでされておりますけれども、これが交付税の問題にかかわってくるのではないかと、多分そうだろうということでしたけれども、これがどういう状況なのか。そして、減免について、その後の考え方はどう考えておられるのか。また、豊前市などに尋ねて、そういったものについての情報収集がなされたのかどうか、お願いします。

**○税務課長（丸山 隆君）**

お答えいたします。

実は岡垣町さんと、あちらのほうも危険家屋関係なしに減免されているということで調整をしてございましたけれども、ちょっと調整がつかせんで、今の段階ではまだその分については実現できておりません。

以上でございます。

**○21番（松崎辰義君）**

八女の場合はそういったことで減免対象ではなくても、今、申し込みが非常に多くて、そういう状況ですので、むしろ豊前の特別措置を使った場合の減免ということでも、ぜひ豊前のほうにでもお伺いをさせていただいて情報収集を得て、本当に八女の場合、そういうことが適用可能かどうか、また検討できるのかどうか、そういう点も含めて、今後の課題ですので、ぜひ近々にそういう情報収集もさせていただくよう要望をしておきたいと思っております。

それから、これは西日本新聞のきのう付のやつですが、大きく「空き家対策に「妙手」」ということで相続財産管理制度、いわゆる相続人がいない、そういうところの空き家に対してこういうものを使ってやられていますが、当然これを見られておると思っております。こういう

案件というのは八女にあるのかどうか、お願いします。

**○防災安全課長（古家 浩君）**

お答えいたします。

それこそ新聞にも載ってございましたけれども、相続財産管理制度、こちらのことについてのお話だと思います。

こちらについても、先ほど申しましたように所有者なり相続人、こちらのほうが確定しないことには進まないものだと思っております。あくまで相続放棄等がなされて所有者が誰もいない状態での物件と。それに対して管理人を見つける、つける、探し出すという作業になってきますので、先ほど申しました特措法に係るやつの相続人の確定ですね。それと同じように相続人を確定していく作業がまた必要になってくるものだと思っておりますので、相続人確定の分が第一番だと思っております。同じように所有者のほうを確定させる作業が第一だと思っております。

**○21番（松崎辰義君）**

それはわかります。誰かわからないままでできるわけじゃない。相続人がおって、その人が相続放棄をすとか、そういったことがきちんとなされて、これは相続する者がいない場合ですよ。ですから、そういう案件があるのかどうかということで、多分ないからそう言われたんだろうと理解しますので、それはそれでいいんですけれども、今いろんなところでそういう空き家対策に苦慮している状況があらわれているんじゃないかなと思っておりますので、特にそういう危険な、本当に地域から要望が出ているようなですね。自発的に壊していただける分は本当に助かりますけれども、そういうものについて本当に今後積極的にやっていただいて、またできるものであればそういう固定資産税の猶予のほうも考えながら、本当に壊すことについてちゅうちょなくできるような体制をとって、やっぱり地域の安全・安心を確保していただくよう強く要望して、私の質問はこれで終わります。

**○議長（角田恵一君）**

21番松崎辰義議員の質疑を終わります。

続いて、17番森茂生議員の質疑を許します。

**○17番（森 茂生君）**

保育所の児童給付費に関してお尋ねをいたします。

10月から幼児教育・保育の無償化が始まりますということで、一番新しい「広報やめ」にも大きく載せられておりますけれども、非常にこれが複雑きわまりない状況で、何でもこまに複雑になったのかというぐらい非常に複雑なわけですね。簡単に、どういうところが今回無償化の、この補正予算とも関係がありますので、そこら辺のところを簡潔に、10分以内ぐらいで。

## ○子育て支援課長（平島英敏君）

それでは、10月1日からスタートいたします幼児教育・保育の無償化の制度の概要という形で説明をさせていただきたいと思います。

まずは保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育所でございます。市内では保育所と幼稚園なんかをちょっと想像していただいたらばよろしいかと思います。その中で、いわば3歳以上の保育料が無料となるところでございます。保育所につきましては、年少クラスから、年少、年中、年長さん、3カ年ということでございます。幼稚園児さんにつきましては入園に合わせて満3歳の翌月からが無償化の対象となるところでございます。

あと未移行の幼稚園ということと言えますけれども、近隣では広川町に広川幼稚園さん、筑後市では大谷幼稚園さんなんかがございます。新制度に移行していない幼稚園という意味合いでございますけれども、月額25,700円までが実質無料となるところでございます。

あわせて、副食費、おかず代、ミルク代等の取り扱いについてですけれども、これまで保育料の一部として徴収をしておりました。今回の無償化に当たっても保護者が負担するという考え方を維持して、施設による徴収とされたところでございます。副食費の徴収については徴収減免がございまして、年収3,600千円未満相当の世帯及び第3子以降につきましては無料となっております。この無料となった副食費相当分につきましては市から各園に支払うこととなります。あと3歳未満児さんでございますけれども、これまでどおり保育料を算定いたします。給食費としましては主食も副食も含んでおりますし、2人目以降半額、3人目以降は無料というのはこれまでどおりでございます。新たに非課税世帯が無料ということが加わったところでございます。

次に、幼稚園、認定こども園での預かり保育を利用される場合ということで、どういふことなのかと申し上げますと、幼稚園児さんの放課後保育を想定していただいたらばよろしいかと思いますけれども、事前に保育の必要性を市が認定する必要がございますけれども、年少さんクラス以上で月額11,300円までが無料となります。3歳児で入園された方の非課税世帯につきましては16,300円までが無料となるということでございます。

次に、保育所にも行っておりません、幼稚園にも行っておりませんという方でございますけれども、どんな施設があるかと申し上げますと、認可外保育施設、市内には病院内保育などがございます。それとあと一時預かり事業、これは各保育所での一時預かり事業もございまして、未来館のほうでも一時預かり事業をやっております。病児保育事業、富田医院と公立のほうにございます。それとあとファミサポ事業、これにつきましては未来館にございまして、これらを利用したいという方、いわば家庭内保育をされている方でこのようなやつを利用したいという方の場合でございますけれども、この場合もそうですが、事前に保育の必要性が市のほうで認定が必要でございますけれども、3歳以上の方につきましては月



額37千円まで実質無料。実質無料と申し上げますのは、一旦ちょっと自己負担をさせていただいた上で市から払い戻しをするということで御理解していただきたいと思います。3歳未満児さんの非課税世帯につきましては月額42千円までが実質無料になります。

次に、企業主導型保育事業というのがございます。それまた何だろうかということですが、企業枠と地域枠を約半分ずつに区切って保育施設を運営されているところがございます。市内では陽だまり保育園さんがございます。近隣では広川町の姫野病院さんの隣でございますけれども、はなまる保育園がございます。この事業につきましては国直轄事業で対応しておりますので、具体的には市のほうは通っていきませんが、これらの事業につきましても同様に無償化の対象となっているところでございます。企業枠については当然お勤めをいただいているということで保育の必要性はございますけれども、地域枠、地域の子どもたちが入る保育の枠につきましては、事前に保育の必要性の市の認定が必要ということになっているところでございます。

次に、児童発達支援等でございますけれども、この事業につきましては福祉課管轄で対応しているところでございます。市内には八女総合療育館とか、めぶみ、みんなの館、びいちゃむ、広川町ではぱっそという施設がございますけれども、対象となる子どもさんは満3歳になって初めての4月1日からの3カ年でございます。先ほどの幼稚園、保育所、認定こども園等を利用してあった方につきましても双方利用することも可能で、無償化の対象となっているところでございます。

全体的な無償化の概要でございますけれども、以上のとおりでございます。

#### ○17番（森 茂生君）

何度聞いてもなかなか理解できないのが正直なところですが、今回、補正予算に子育てのための施設等利用給付費41,310千円が出ています。これもちょっと説明をお願いします。

#### ○子育て支援課長（平島英敏君）

御説明申し上げます。

ちょっとこれもなかなかこれまで耳にしなかったものでございますけれども、今回、子ども・子育て支援法が改正をされまして、新たに追加されたものが子育てのための施設等利用給付ということで呼ばせていただいているものでございます。先ほど申し上げました中に入っておるところなんですけれども、大きく分ければ3点がございます。未移行の幼稚園さん、広川幼稚園さんなんかに通っていらっしゃる方の保育料、それと、2点目は幼稚園等の預かり保育、先ほど申し上げました幼稚園さんの放課後保育の必要な方への11,300円の補助でございます。3点目は家庭内保育とかをされてある認可外保育施設等、ほかに一時預かり、病児保育、ファミサポなんかがございますけれども、これらの施設で利用される保育料を無

償化するための給付費を計上させていただいているということで御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

**○17番（森 茂生君）**

無償化するための給付費ということのようです。無償化、無償化と言われますけれども、ここにありますが、未移行幼稚園について月額上限25,700円です。ということは上限ですので、上限を超せば、いわゆる自己負担が発生すると私は理解するわけです。どうなっていますか。

**○子育て支援課長（平島英敏君）**

お答え申し上げます。

25,700円を超える分につきましては、議員がおっしゃったとおり自己負担となります。保育料の中身としましては入学金となるものがございます。4月に入られた方で、基本50千円前後の入学金なんかを払われますけれども、この分も月額の保育料に上乗せをして見ることができます。ですから、それを加えますと、当然25,700円以上になる施設があるかと思えますけれども、その分については保護者の方の負担になります。

また、全国的には非常に高い保育料のところがございます。50千円であったり、100千円であったりということで耳にされた方もいらっしゃると思いますけれども、25,700円以上の保育料につきましては保護者の負担になってくるところでございます。

以上でございます。

**○17番（森 茂生君）**

それから、幼稚園の預かり保育を利用する子どもとなっていますけれども、最大月額11,300円までの範囲内で利用料は無償化されます。これも同じように、超せば有料化ということで理解してよろしいんですか。無償化、無償化とかなり言われますけれども、一般的には無償化じゃないじゃないかという声が至るところから出ております。無償化という言葉だけが先行して、事実関係をよく調べてみると、ちゃんと自己負担が出てきます。

1つ、一番今回で言われているものが食材費の問題。年収ですので、所得じゃないかと思えます。年収3,600千円未満の方は副食費が免除されますということです。ということは、裏を返せば年収3,600千円以上は自己負担があるとしか受け取れません。恐らく4,500円だろうと思えますけれども、この食材費は4,500円でよろしかったでしょうか。

**○子育て支援課長（平島英敏君）**

お答えいたします。

これまでの保育料の中に入っておりました副食費、食材費でございますけれども、国のほうから約4,500円の金額が入っていると。この金額の決定につきましては各保育所、幼稚園

で決めていただくことになっておりますけれども、八女市内の保育所では4,500円で統一をしていただいております。それで実質、言われるように4,500円が保護者から園のほうに徴収をされる形になるところでございます。

#### ○17番（森 茂生君）

手元の資料を見ますと、保育料をゼロにするのではなく、副食材費を分離して施設ごとに徴収するようになったということで、結局、無償化というのは名前ばかりで、いろんなところで負担がまだまだ残っているわけです。ここにも書いてありますように、食材費、そして通園送迎費、行事費なども負担があるかと思えます。

それで、お題目だけにとらわれて、ああ、無償化になったから保育料は要らんと思ったら大間違いで、いろんなところから負担があるということをまずちょっと私もびっくりしました。それで、やっぱりここはきちっと解決しないと、かけ声ばかりではどうもこうもならんわけです。

そして、ついでにちょっと言わせてもらいますけれども、例えば、食材費の滞納があった場合、今度は児童手当から差引かれるようになったと変わりましたか。そこら辺の説明をお願いします。

#### ○子育て支援課長（平島英敏君）

お答えいたします。

児童手当からのいろんな子どもの費用に関する項目の引き落としでございますけれども、これまで保育料、さらには学校給食で保護者からの同意があった場合、児童手当からの引き落としをしておったところがございます。あくまでも強制的に、一方的に滞納が出たから引き落とすということじゃなくて、保護者からの同意を得て、保育料に幾ら、学校給食費に幾らということで了解を得た上で引き落としをさせていただいております。

今回、給食費が外づけになったということでございますけれども、それで児童手当からの引き落としも可能になったということもございますけれども、まだちょっとその引き落としにつきましては、今現在、全国的に検討しておる状況でございます。具体的には施設のほうで徴収努力をしていただいて、滞納がない形で給食費を徴収されるかと思えますけれども、保護者のほうから同意がとれて、引き落としをお願いしたいんだということになって、仮に徴収が可能となりましても、これまでどおり強制的に引き落とすじゃなくて、あくまでも保護者の同意が前提となって引き落としがされるべきと考えておりますので、仮に引き落としをする場合についても、逐一保護者のほうには連絡をとりながら調整させていただきたいと思っております。申しわけございません。保育所の給食費についてはまだちょっと検討中でございますので、仮にということでお話をさせていただいたところがございます。

以上でございます。

**○17番（森 茂生君）**

先ほど言いますように、無償化、無償化と言っているうちに、片一方ではどんどん制度が悪くなっている面もあるわけです。やっぱりこういうところを総合的に勘案しないと、子どもたちを本来安心して預けにゃいかんのに、どうもだんだん悪くなっているような気もするわけです。

それから、先ほど言いますように、場合によってというか、法改正で児童手当から強制的に引き落としも可能のようではすけれども、ぜひそういうことをやらずに、引き落としとしてくれという保護者からの同意があればそれはやむを得ないかもしれませんが、市町村によっては、よか幸いじゃないんですけれども、これをきっかけに一律に滞納しとつところは差っ引くところも出てきているみたいですので、余りにも強制的にやらずに、納得のうちにやっていただきたいということをひとつ要望しておきたいと思います。

それと、2点目に子ども・子育て支援交付金補足給付費というのがあります。これについて、ちょっと891千円で大した金額じゃありませんけれども、これはどういったものなのか。ちょっとダブるかもしれませんけど。

**○子育て支援課長（平島英敏君）**

子ども・子育て支援交付金補足給付費の説明をさせていただきます。

この給付金につきましては未移行の幼稚園でございます。未移行の幼稚園で徴収減免される副食費を市から各園に支払う給付費ということでございます。先ほども申し上げましたように、減免の対象者は年収3,600千円未満相当世帯と第3子以降でございまして、その分を4,500円掛け人数分掛け6カ月分という積算でもってしたやつが891千円ということでございます。ちなみに、人数は33人を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

**○17番（森 茂生君）**

補正であんまり関係ないことを言うわけにはまいりませんので、ここでやめますけれども、先ほど言いますように、いい面はどんどん、無償化によって悪い面だけではなく、浮く分もかなりあるかと思えます。その浮いた分をぜひ有効活用していただいて、また保育所の充実のためにぜひとも回していただくようお願いして、私の質問を終わります。

以上です。

**○議長（角田恵一君）**

17番森茂生議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結いたします。

本案につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により予算審査特別委員会を設け、

付託の上、審査をすることにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は予算審査特別委員会を設け、これに付託の上、審査することに決しました。

委員会条例第6条第2項の規定により、委員の数についてお諮りいたします。委員の数は議長を除く21人にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、委員の数は21人とすることに決しました。

正副委員長の互選をお願いいたします。

先例によりますと、委員長に副議長、副委員長に総務文教常任委員会委員長となっております。今回はいかがいたしましょうか。

〔「先例」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

先例どおりということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

それでは、先例に従い、委員長に中島副議長、副委員長に栗原総務文教常任委員会委員長とすることに決しました。

審査の必要上、会議規則第98条の規定により分科会を設け、審査していただきますようお願いいたします。

議案第64号 令和元年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（角田恵一君）**

全員賛成であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

認定第1号 平成30年度八女市各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案につきましては委員会付託案件であり、議案質疑の通告がっておりますので、質疑を許します。

8番高橋信広議員の質疑を許します。

**○8番（高橋信広君）**

それでは、通告に従い3点ございますが、最初に市税についてお聞きいたします。

市税については資料を執行部のほうから出していただいておりますので、それに基づいて少しお話しすることがあると思いますので、よろしくをお願いします。

まず、市税の推移、これは平成23年から平成30年までの8年の推移を調定額ベースで出していただいております。この間、合併後ですが、この推移、それから人口減少、それから今度は消費税値上げという環境の変化が見込まれます。そういう中で、今後の市税収入をどのように捉えているか、まずそこからお聞きいたします。

**○税務課長（丸山 隆君）**

お答えいたします。

環境の変化を見込んでということでございますが、市県民税の観点で申し上げますと、人口の減少、それから生産年齢人口の減少、それから消費税の引き上げに伴います影響というのは少なからずあるだろうと認識をしているところでございます。ただ、現状で申し上げますと、資料のほうにもございますが、調定額、それから納税義務者数、これにつきましては横ばいから若干増加傾向にあるということでございます。この要因としましては、比較的年齢の高い層、こういった方々が頑張って所得を上げていただいているということが1つ大きな要因になっているものと考えております。

今後においても、しばらくはこういった状況というのは続くだろうと思っておりますけれども、ただ、こういった状況が続きますと、先々ではどうしても調定額については若干減少していく可能性はあるかと思っておりますのでございます。

以上です。

### ○8番（高橋信広君）

数字で見る限りでも、やっぱりこの8年間を見ますと緩やかな上昇と見えますし、ここまでは、それとことしまでは消費税の影響はまずないでしょうから、そういう意味では来年以降、非常に心配はしております。そういうところを考えながら、来年度に向けてぜひお願いしたいと思っています。

それからもう一つ、徴収率については、このデータをいただいた限りは、これが目いっぱいかどうかはわかりませんが、究極はやっぱり100%なんですけど、努力していただいている形跡がよく見えますので、これはまだこれ以上伸ばすことはできるのかどうか、このあたりをお聞かせください。

### ○税務課長（丸山 隆君）

お答えいたします。徴収率の問題でございます。

資料にもありますように、徴収率については、ここ数年、伸びてきております。議員おっしゃいますように、100%というのがもちろん目標でございます。ただ、今の滞納の現状を見ますと、比較的頭打ちに近い状況にもあるような気がしているところでございます。

さらに徴収率を上げるための課題としましては幾つかございますけれども、やはり滞納されてある方の中では非常に収入が低い、それから財産もあんまりないという方たちが占める割合が非常に高くなってきているのが現実でございます。それからもう一つ、固定資産税の死亡者課税の問題、これもやっぱり非常に難しいというか、複雑でございます。

そういった中で、また徴収率を上げていく対策としましては、やはり我々としましては納税相談、こういったことをしっかり強化していく。それから、税の公平性を踏まえて滞納処分、それから処分の執行停止、こういったものをあわせて行っていく必要があろうかと考えているところでございます。

以上です。

### ○8番（高橋信広君）

ここまで来られたら点の世界でしょうから、取れるというか、払えるけど払わない人、払えない人という、ここの切り分けですね。ここをしっかりといただいて、払えない人に対してはやっぱり相談をきっちりしていただいて、より100%に近づく方法でお願いしたいと思います。

それから、景気判断として最後のほうに現年分の調定額の推移、それからその年の課税者数というのを割り出してみますと、ここに千円単位でちょっとわかりにくいんですけど、やっぱり円単位までやると緩やかな上昇は上昇しているんですね。そういう意味では一人一人の所得が若干上がっている、あるいは就業率が上がっている、そういうところが見えるのかなと思っています。これもやっぱりこれから消費税の関係でどうなるかわからない、不透

明感が出てきますので、その辺のことをよく見ていただいて、来年度の予算に反映していただければと思います。

それからもう一つは、固定資産税があんまり減らないというのも、まだ世帯数のほうがふえていますので、世帯数が落ちる局面になったらかなり厳しくなってくると思いますので、そのあたりの数値もぜひ把握していただきながら対策を打っていただければと思います。

これについては以上で終わります。

次に、8款4項の八女の森とまちによる循環型のまちづくり事業。この中で2月に設立していただいた地域商社、この会社概要のことは一応資料をいただいていますので、御説明は結構ですので、私のほうから逆に質問します。

まず、ここの概要の中でわからない、ここでちょっとメインバンクと従業員は何人か、まず教えていただけますか。

**○地域振興課長（平 武文君）**

お答えいたします。

現在、従業員は3名ということでお伺いしております。

以上でございます。（「メインバンクは」と呼ぶ者あり）

済みません、ちょっとメインバンクまではこちらに情報ございませんので、お答えしかねます。

以上でございます。

**○8番（高橋信広君）**

それから、株式会社カヤックというところ、ちょっとネットのほうで拝見しましたけど、年商35億円ぐらいの非常に優良な企業だなとは感じました。ただ、なぜこういうカヤックという会社が、今回、それもグループ会社になったわけですね。今度、ここの傘下に、ホームページの中にはしっかりと新しい会社の名前が出ていました。八女・流域資本株式会社とですね。このあたりのいきさつのがわかれば少しお聞かせいただけますか。

**○地域振興課長（平 武文君）**

お答えいたします。

株式会社カヤック様、4月に八女市のほうにおいでいただいて、お試し体験就業という事業にも参加していただきましたように、鎌倉市の会社でございまして、今回、八女の八女・流域資本株式会社に出資された際のIR情報から御説明いたしますと、やはり会社としても地域創生の関連事業に力を入れていらっしゃるということで、特に八女に対しては地域活性化事業の拠点として考えていると。そういう趣旨で出資されたということでございますので、本業もIT企業でございますけれども、グループ会社にはライフスタイル系の会社もたくさんお持ちでございますので、そのような業務展開の一環で今回出資いただいたものと理解し



ております。

以上でございます。

**○8番（高橋信広君）**

それから、資料の中で資本金2,660千円、資本準備金2,440千円を準備金とされた理由についてもちょっとお聞かせください。

**○地域振興課長（平 武文君）**

お答えいたします。

一事業者の経営的な判断からこういう措置をされていると見ておりますけれども、資本準備金制度というのは会社法でも認められたやり方ということで、資金繰り等の必要なとき、柔軟な対応ができるところにメリットもあるようでございます。もちろん一般論でございますが、そういったところで御利用された制度ではないかと考えております。

以上でございます。

**○8番（高橋信広君）**

あと、これは会社設立して、八女市というのは全く出てきませんので、会社の経営に参加されていないですが、八女市としてこれからどのような支援ができるのか。多分国の補助金とかあると思いますので、そういう補助金で支援する。あるいは今の事務所の問題等もありますよね。こういうところは、そこについてどのような関与をしていただくのか、よろしくお願いします。

**○地域振興課長（平 武文君）**

お答えいたします。

今、我々、地方創生推進交付金事業を活用させていただいて、地域商社の設立から安定的な運営というところで支援させていただいておりますが、やはり事業を、例えば、仕入れと販売に整理すれば、八女市内でよい材を入手して、それを製材業者の方に御協力いただいて製品にして、それを売るということになりますので、やっぱり八女市内においてもそういう林業の流れ一つと、その中での協力関係というか、皆さんにお手伝いいただくといったところの関係づくりのために我々には役割があることと思います。

それと、事業所についてはでございますけれども、今、郡役所のほうに八女市林業6次産業化拠点施設というのを整備いたしましたので、あちらのほうを御活用いただき、まさに林業の6次化でございますので、御利用いただいている状況でございます。

以上でございます。

**○8番（高橋信広君）**

今のは利用はされるんでしょうけど、これは無償譲渡、いわゆる月幾らとかいうことはない。これは後で返事ください。

それと、国から補助金は何かありますか。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

まず、拠点施設の利用については無償でございます。

それと、補助金については、先ほども御説明いたしました地方創生推進交付金ということでございます。（「どのぐらいの金額」と呼ぶ者あり）

平成30年度の事業で、予算額でございますが、16,198千円のうち、これは総事業費で、うち交付金が8,099千円ということです。おおむね2分の1の補助金でございます。

以上でございます。

○8番（高橋信広君）

あと、これからの事業の中身なんですけど、ここに書いていただいているのは木材加工・卸売、地域プロモーション、賃貸住宅などと。当初は、6次産業のスタートのときは、たしか林業ということで6次産業を、これをベースにとということで聞いたと思うんですけど、それとあわせてターゲットは福岡市ということを目明言されておりました。このあたりの事業展開、これについてももう少し詳しく御説明いただけますか。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

まず、商材でございますが、やはり八女産材の販路拡大というのがこの会社の最大のミッションと考えておりますので、現在、主要な販売先、取引先として想定しているのは久留米市でございます工務店様でございます。こちらに八女材、旬切りという言い方をするそうでございますけれども、旬切りされた八女産の葉枯らし材、天然乾燥ですね。こういった高付加価値の材を内装材に加工して建築資材として販売していくと。これが主要な販売先、販売ルートになるようでございます。（発言する者あり）

福岡市ですね。商売というか、営業を拡大していくにはやっぱり大きなマーケットが必要であると思っておりますので、もちろん久留米市なり福岡都市圏といったところに事業を広げていきたいという構想はございます。

以上でございます。

○8番（高橋信広君）

私、ここのカヤックの中身を見ていまして、カヤック、イコールというか、地域プロモーション、ここに非常に魅力を実は感じているんですけど、地域プロモーションとこれからの事業、こっちの6次産業とは別に、いわゆる地域プロモーションということは、やはりある意味マーケティングも含めてのことだと思っておりますよね。八女市という地域をどれだけPRして、販促して、認知度を上げて、その結果、商品も拡大していくという流れをつくらうと

されると思います。そういう意味で、地域プロモーションということだけ言えば、逆にこの拠点じゃなくて、福岡市に進出ということも考えて、先々はそういう視野に入れられているかどうか、これについてお聞きします。

**○地域振興課長（平 武文君）**

お答えいたします。

具体的な将来展望といったものはなかなか共有できていないところでございますが、先ほど触れていただきました株式会社カヤック様につきましては、やはり関係人口をつくっていかうというサービスを最近積極的に展開しておられまして、もともとIT企業、インターネットの会社でございますので、そういったマーケティングですとか、移住のマッチングがありますとか、そういったサービスもたけていらっしゃいますので、やっぱり我々としてもぜひ林業にとどまらず、移住の促進とか、広く地域活性化と一緒に取り組んでいけたら理想的な形だなということを描いているところでございます。

以上でございます。

**○8番（高橋信広君）**

地域商社の最初の6次産業だけではないということもよくわかってきましたので、そういう意味では大変期待しています。先ほどの地域プロモーション、マーケティングも含めた事業に広く展開できると、八女市にとっては非常に経済効果は生まれるんじゃないかと期待しておりますので、ぜひよろしくお願ひします。

それでは、最後に地域おこし協力隊事業についてお聞きします。

まず、予算が37,868千円に対して決算が26,153千円、執行率が69%と。これは結果的にどういう理由だったのか、お聞きします。

**○地域振興課長（平 武文君）**

お答えいたします。

地域おこし協力隊につきましては、おおむね隊員の数と彼らの活動期間を年度の4月から3月ということで予算をお願いして頂戴しているところでございますが、実際、募集から、それに具体的に応募があつて採用、活動開始となると、どうしてもやっぱり活動開始時期が6月であるとか、7月であるとか、年度中に入ってくるということで、その額の不用額が出てしまうといったところがございますので、ちょっと執行率的には低い値になっています。

また、基本的に特別交付税措置の対象の経費でございますので、ルール上、特別交付税の措置がある枠いっぱいの予算編成といった予算編成の見方をしているのも一因であるかと思ひます。

以上でございます。

**○8番（高橋信広君）**

本題のほうの目的としている定住、定着にどの程度つながっているかということなんですけど、私の調べたところでは過去累計で19名、たしか八女市のほうには地域おこし協力隊として来られて、活動中も含めて5名、現在が9名と認識していますが、定住されている方というのは何人か。それと、今言ったことが間違いであったら言ってください。

**○地域振興課長（平 武文君）**

お答えいたします。

今現在、既に任期を終えて離任した隊員が10名でございます。現在、活動している隊員も10名でございますので、都合20名ということでお願いいたします。

定着でございます。離任した隊員10名のうち、八女市内に定着した隊員が4名ということでございます。ですから、定着率で言えば40%ということになるかと思えます。

以上でございます。

**○8番（高橋信広君）**

地域おこし協力隊の目的が、自治体によってやっぱり目的が結構ばらばらな、スタートしたときはいろいろ定住、移住というところが中心だったかもしれませんが、今、全国的に見ていますと大分変わってきたなと受けます。八女市としてのこれからの地域おこし協力隊の皆さんの活躍の場というのはどうお考えなのか、これについてお聞きします。

**○地域振興課長（平 武文君）**

お答えいたします。

先ほど一般質問にもございましたように、移住者の確保に大変苦勞しているところでございますので、やはり地域おこし協力隊、比較的若い世代が地域貢献の意欲を持って移住してきてくれるというところからすると、大変ありがたい重要な事業だと思っております。やはり我々のその事業に対するスタンスというのは、定住、定着といったところがまず出てくると思えますが、今、質問にございましたように、よその団体の事例を拝見いたしますと、例えば、映像のスペシャリストであるとか、特別な技術を持った方を市の具体的な事業で活用という展開も生まれているようでございますので、1つ課題というところに入ってまいりますけれども、どうしても募集、人材難というか、人材不足というか、やっぱり募集がかつてと比べて厳しくなっている状況がございますので、いかに魅力的な活動内容を我々がつくって、そこに応募してもらおうという環境をつくるのが大事なのかなと思っております。

以上でございます。

**○8番（高橋信広君）**

そういう意味で、今言われました、いわゆる得意分野みたいなことですね。やっぱり相手は得意分野はあるけど、その仕事がないければ、マッチングしなければどうしようもない。そういう意味では、八女市としてこういうものやっていただきたいという中で、それに対し

ての八女市におられない、あるいは八女市におられても仕事でできない、そういうスキルを持った、技術を持った方を呼び込むというのは非常にこれからの八女市にとっては大切なと思うんですね。そういう中で、まだ今ドローンというのがこれからもっともっと広がると思うんですね。八女市とドローンは僕は絶対結びつくと思っています。それはどういうことかといったら、やっぱり農林業の問題、それから災害対策、それからもう一つは高齢者支援という、ここを研究していただくような、ドローンの操作はもちろんですけど、しっかりしたそういう知識を持った方、そういう人を2人ぐらいいらっやって、自由にやっていただくような地域おこし協力隊がいらっやったらおもしろいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

**○地域振興課長（平 武文君）**

お答えいたします。

ドローンの活用は、今、本当におっしゃるように広い分野にまたがっておりまして、さまざまところで活用されております。また、新規企業のスタートアップ企業にもドローン関連の企業はたくさんお見受けするところがございますので、大変興味深い分野であると思います。今後、研究してまいります。

以上でございます。

**○8番（高橋信広君）**

私の質問はこれで終わります。今言った、少し提言したことも含めて、ぜひよろしく願います。

終わります。ありがとうございました。

**○議長（角田恵一君）**

高橋信広議員の質疑を終わります。

2時15分まで休憩いたします。

午後2時6分 休憩

午後2時15分 再開

**○議長（角田恵一君）**

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑通告者の方をお願いいたします。今回、認定に対する部分の質疑でございますので、質疑に対しては一般質問の延長にならないように、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

21番松崎辰義議員の質疑を許します。

**○21番（松崎辰義君）**

それでは、通告に従って3点質問をしたいと思います。

まず、子ども・子育て支援事業計画による調査業務委託料についてですが、いわゆる子どもの貧困対策はどこまで進んでいるのかということで、ここでやっているんだとお聞きしまして、こういう質問をさせていただきました。

子どもの貧困対策、いろんな分野にまたがってやられているので、簡単ではないと思いますが、この調査というものがどういうものをされたのか、それがどういうふうに関、反映されていっているのか、その点、お願いします。

**○子育て支援課長（平島英敏君）**

お答えいたします。

子ども・子育て支援事業計画でございますけれども、1期目が平成27年度から今年度までということで、来年度から新たに2期に向けて計画を今、練っているところでございます。前年度、そのアンケート調査、いわば保護者の方のニーズ調査というものをさせていただいております。

大きく傾向として八女市で見えてきた傾向、そのニーズ調査の概要をちょっとお話しさせていただきますと、就学前、就労していない母親の就労意欲が非常に高い状況が出てきたというところでございます。今後とも、共働きを基本とした子育て支援の重要性が見えてきたということで理解をしているところでございます。

一方で、子育てを夫婦で協力しながら行っている世帯はおおむね半数でございますけれども、一方、4割の世帯は依然として母親に子どもを任せがちになっているという現状が見てとれたところでございます。母親への子育ての支援の充実、父親への育児参加の支援策の必要性なんかが見えてきたところでございます。

今年度、さらに庁内の策定委員会を開きまして、子ども・子育て会議等を同時並行して、年度内にはこの計画の策定を進めていきたいということで考えているところでございます。

以上でございます。

**○21番（松崎辰義君）**

この報告書というのはできているのかどうか。またはできている、そしてそれは我々もいただけるのかどうか、その点、いかがですか。

**○子育て支援課長（平島英敏君）**

ニーズ調査の結果につきましては、再度、計画書の中で前段にうたわさせていただきますので、その折に皆さんには公表をさせていただきたいということで考えているところでございます。

以上でございます。

**○21番（松崎辰義君）**

わかりました。結果について、それから、それをもとにした計画書を配るということですか。

が、その計画書はいつぐらいの予定なのか、できればお願いします。

**○子育て支援課長（平島英敏君）**

お答えいたします。

おおむね年度内には策定委員会を終えまして、年明けにパブリックコメント、3月までには策定をとということで計画をしているところでございます。

以上でございます。

**○21番（松崎辰義君）**

詳細については、それを読ませていただいて、さらにいろんなことをお聞きしていきたいとは思いますが、実は先日来、八女のホームページを見ていましたら、子ども・子育て会議があるということで、子ども・子育て会議で子どもの貧困対策、いろんなことを報告して提言ももらうということを聞いていましたので、早速、電話をして傍聴に行きました。

傍聴人は私だけだったんですけれども、そこの中でちょっと意外だったなと思っております。もちろん委員の方、非常に活発に自分なりの意見、また全体を通した意見を言われているとは感じたんですが、いわゆる委員さんの中身を見ますと、就学前の関係の方が非常に多いと。小学校の校長先生が1人おられました、たまたまそのときは欠席ということもあって、子どもの貧困を考えると、いわゆる就学前、当然、そのことも必要ですけども、学校に行ってから、いわゆる小学校から中学校、さらには高校、そういうことを考えますと、児童福祉法の関係でいいますと半分は学生生活の中である、児童生徒の中にあるということに関しまして言えば、ちょっとこの会議の報告、そこに報告して意見を求めるのについてはいかがなものかと。やっぱりこれでは十分な子どもの貧困対策ができないんじゃないか。また、参加されている職員の方も含めて、教育委員会なりそういったものの参加がない、やっぱりこれはちょっと問題であろうと。そのときに課長にも申し上げましたけれども、やはりこのことは、すぐにでも是正して子どもの貧困対策というのを考えていかないと、たしか、ここの子ども・子育て会議は年に2回ぐらいだったと記憶しております。その年2回の中でこういう——委員さんたちが悪いんじゃないかと、こういう組織で話し合いがなされるということ自体が子どもの貧困対策というものに関して、もう少し真剣に向き合ってほしいな、もう少し深く考えてほしいなと思ったんですが、その点いかがですか。

**○子育て支援課長（平島英敏君）**

お答えいたします。

この子ども・子育て支援事業計画でございますけれども、当初、平成27年からスタートをしております。この事業の管理を、いわば子ども・子育て会議でやっていくということで、今、議員がおっしゃられましたとおり、就学前を中心とした知識者、さらには保護者、さらには事業者、それと関係の事業員という形で子育て支援を担っていただいている方が中心で

ございます。

片や、子どもの貧困対策計画でございますけれども、平成29年から事業計画を立てさせていただきまして、その進捗管理につきましても、この子ども・子育て会議でさせていただいているという状況でございます。

途中から新たに貧困対策計画が加わったことによって、これまでの委員さんの関係でどうだろうかという御提案だろうと思っております。基本、就労関係、貧困関係では大きく5つの柱を立てております。いわば支援体制の強化、教育の支援、経済的な支援、それと保護者への就労支援とかですね。今、子ども・子育て支援とはまたちょっと違った側面が非常に多いということで、この貧困対策計画についての進捗管理については、ちょっとまだ充実が必要ではないかということでは考えておるところでございます。今の委員さんの任期が来年度9月ぐらいまでになっております。それを機に委員さんたちの内容につきましては、ちょっと研究はさせていただければということでは考えておるところでございます。

以上でございます。

#### ○21番（松崎辰義君）

さっき言われたように、調査の中でも今後も働いていきたいと、共働きでやりたいという母親の方が非常に多いということでは、今の部分と合致する分がありますので。

ただ、やっぱり本当に子どもたちのさまざまな状況、特に、今、学校におきましては、本当に子どもの自殺の問題を含めて、いろいろ大きな社会問題となっている部分もありますので、そういう部分が本当に貧困ともどうつながっているのか、そういうところも分析もしながらやっていかなければならないと思いますので、教育長にお願いをしておきたいと思っておりますけれども、こういう中に積極的に教育委員会等も皆さん方かかわっていただいて、本当に子どもの貧困対策というのを根本から考えていく、そういうものにぜひつくり上げていただくことを要望しておきたいと思っております。

次に、子ども食堂事業費補助金についてですけれども、子ども食堂、今、たしか4つでしたっけ、行われていると思っておりますが、なかなかこれがふえないという部分もあります。これは一方的にやってくださいと、やっぱり手を挙げて自分たちのところでやろうと言ってもらえない限りできないからですね、なかなか厳しい問題もあろうと思っておりますけれども、やはりどうそこを促しながら、1つでも多く子ども食堂をつくるのかも必要かと思っております。

以前、派遣村をつくられた湯浅さんの講演を聞きましたけれども、明石市では各学校校区ごとに子ども食堂ができているという話も聞きました。やっぱり基本的にはそれが理想のかなと私も思っております。

そういうためにもどうするのかというのが非常に大事なところだろうと思っておりますけれども、随分充実もされてきたと聞いておりますので、どういう部分が今、以前と変わって充実をさ



れてきたのか、またそれを生かしながら、どういうところに呼びかけをしていくような体制をここの中で、いわゆる充実されたことを一つのことしながらされていこうとしているのか、その点をお願いします。

**○子育て支援課長（平島英敏君）**

お答えいたします。

子ども食堂の関係でございます。基本、個食をなくすということが基本でございますけれども、大きくは子どもたちの居場所づくりというのが大きな課題ということでは捉えているところでございます。

子ども食堂の補助金でございますけれども、基本、今年度から一部改正をさせていただいております。ちょうど買いかえの時期であったり、人数がふえて対応できないというときの設備の問題でございますけれども、初年度のみの対応しか考えておりませんでした。今後、買いかえとか年度途中での充実も含めて、いつでも使えるようにしたいということで、その初年度というのを削除させていただいたというのが1点でございます。

それとあと、いろんな事業所の聞き取りなんかをしてきておりますけれども、やっぱり場所・人・お金という形で、それぞれの食堂にはやはり大きな課題がございます。これまで月1回につきましては100千円、月2回につきましては200千円、月3回以上につきましては300千円という運営費補助を年間出させていただいておりますけれども、1つの事業所で月4回以上があるという形で、やはりそこについては非常に苦勞なさっておったという形で月4回以上の補助をちょっとつくらせていただいたという状況でございます。

また、いろんな事業所に聞き取りをしておりましたらば、場所の問題で施設の利用料が年間50千円以上ほどかかっているということもお聞きをいたしまして、関係課と協議をいたしまして減免措置のほうを昨年11月からさせていただいて、その負担軽減をちょっとお願いしてきたという経緯でございます。

あと、今後どのような形でふやしていくのか、どのような形でPRをしていくのかという形ですけど、言われますとおり、各校区にあっても全然多いということではございません。行政区単位でも取り組みされても、ぜひ支援をしていければということで考えておりますけれども、4月現在で3カ所、5月からようやく黒木のふじの里のほうでふれあい食堂、いこいカフェというのがオープンいたしまして、毎月第4土曜日に開催していただいておりますけれども、そちらのほうを加えまして4カ所という形になってきたところでございます。

さらには、今後、各支所といたしますか、各関係団体等も連携をやっぱり続けていかなければならないということで、子ども食堂をしたい方の掘り下げを進めていかなければならないということでは考えております。

そのためにも、広報紙等で現在の子ども食堂の紹介とか、今申し上げました子ども食堂補

助金のPRなんかも進めさせていただいて、子ども食堂をしたいという方がおられましたらば、これまでのいろんな情報なんかを持っておりますので、一緒に支援を進めていきたいということで考えておるところでございます。

以上でございます。

#### ○21番（松崎辰義君）

やっていただくように持っていくというか、促していくというのも、なかなか大変なことだろうと思いますけれども、ぜひ頑張ってください、そういうところにやっていただきたいなと思いますし、いろんなことに今までも区長会も含めて、いろんな団体、個々にお話をされてきたことだろうと思います。

そして、今、一番私なりによかったなと思うのは、やっぱりお金が本当に足りないというのがですね。実際には、やっぱりそのほかに、いろんな地域も含めてカンパをいただいたり、いろんな材料の提供をいただいたということで、今何とかやっていただいているわけですが、これがやっぱり地域にそれぞれできてくることによって、この意義というもの、そして必要性、さらには地域の協力というのもできてくるのではないかなと思いますので、そういう点でぜひ頑張ってくださいと思っています。

それからもう一つは、なかなかやろうとしたときに場所の問題で非常に苦勞する部分がございます。以前、学校教育課のほうに学校でできないのかというお話もさせていただきましたけれども、そういう今までの経緯がないということで、ちょっと厳しいと言われましたけれども、大阪のどこの小学校か忘れちゃったけれども、実は平日の朝、早朝に朝食をとっていない子どもが非常に多いということで、学校でそういう朝食を出すというところがありますよね。御存じだろうと思いますけれども、全く利用できないわけじゃないんだと。やり方を考えなければもちろんいけませんけれども、そういう意味で、学校の利用ということも私はぜひ今後の考え方の中に、かなり厳しい部分もありますけれども、こういうふうにしたら利用できるんじゃないかということも、教育委員会として、学校側として、ぜひ今後の対策の一環として考えていただければと思っていますが、その点、いかがでしょうか。

#### ○学校教育課長（中島賢二君）

お答えいたします。

子ども食堂を学校のほうで行いたいという松崎議員のお気持ち、以前、お聞かせいただきました。

具体的に言うと、子ども食堂が行われているところは大体土曜日に行われていることが多いと。施設の管理責任と申しますか、今、体育施設は貸し出しをしているわけですが、独立して施設がありますので、そういう形をしています。

調理室がある施設につきましては、学校の本館に大体あることが多うございますので、そ

うしますと、その本館を管理する者が1人、そこに従事しなければいけないというところがありまして、これが一番大きな問題であろうと考えております。考え方自体は非常によろしいかと思うんですけども、大きな問題もございますので、今後、研究をさせていただきたいと思っております。

#### ○21番（松崎辰義君）

早朝よりということで、その経緯を見ますと、もう7時ぐらいには食事をつくって子どもたちに提供できるように相当早くから、朝から来ていらっしゃるんだなと。じゃ、朝早くから誰が鍵を開けて、どういうふうにするんだということも考えれば、全くいろんなことというのは、やっぱり知恵を出す必要があるんだなということを思ったわけです。今すぐどうできるとは思いませんけれども、やっぱりそういう状況もあるということも含めて、どうすればできるのかということも、ぜひ考えていただきたいなと。

というのが、1つはやっぱり最終的に、私が言いますように、各小学校校区に1つずつくる、1つの大きな条件になってくるのではないかなと思っているからです。ぜひそのことも研究をしていただくよう強く要望をしておきたいと思っております。

最後に、学校運営協議会委員謝礼についてということで、実はコミュニティ・スクール事業というのは出てきませんので、これはどこでするんだということをお聞きしましたら、これに入っているということでコミュニティ・スクール事業のことについてお伺いをしたいんですけども、今現在、4校でやられております。

お伺いしたところで来年、さらに4校が追加されるだろうと。現在の4校の3校が、今、うちの三河小学校でまだ始めたばかりで、いろいろ本当に手探り状態の中で四苦八苦をしているわけですけども、そういう状況の中で、本当に今まで経験を積まれた3校、実際に学校が、児童生徒たちがどのように変わってきたのか、また地域がどのように変わってきたのか、そのコミュニティ・スクール事業の成果というものを教育委員会としてどう捉えてあるのか、それをどういうふうにもっと広げていこうと考えてあるのか、その点、お願いします。

#### ○学校教育課長（中島賢二君）

お答えします。

まず、コミュニティ・スクールという言葉の捉えについて、ちょっと一言だけ申し上げたいんですけども、いわゆる我々が行政的に定義しているところのコミュニティ・スクールというのは学校教育課が所管しています学校運営協議会、これを設置した学校、いわゆる学校サイドの会議体のことをコミュニティ・スクールと称しております。それに対しまして、社会教育課が所管しておりますけれども、地域学校協働本部という、いわゆる地域サイドの活動、このこと両方を含めての御質問だと捉えてよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

そういった意味でのコミュニティ・スクールについての成果ということでございますけれども、昨年度実施されました学校のほうから報告書が上がってきております。成果として上げているのは、例えば、学校を支援していただく人材が増加した、あるいはゲストティーチャーや学習ボランティアの活用が広がって、学習意欲の向上や職員の事業の質が向上した、あるいは安全な登下校が現在実現している、あるいは子どもたちが主体的にかかわる行事を行うことができているといったようなことが寄せられております。

地域の方の声ということですが、これにつきましては、地域で学校を育てるという意識を持つことができた、あるいは学校発ではなくて地域発で学校が応援できるような体制になってきた、あるいは学校とかかわることで地域が活性化されてきたという声がございます。

今後の展望といたしましては、一応八女市教育委員会として公にしているんですけれども、平成2年度までに3分の2の学校で学校運営協議会を設置するという目標……（「令和2年」と呼ぶ者あり）失礼いたしました。申しわけありません、令和2年度という目標を持って取り組んでまいりました。先ほど申し上げましたとおり、かなりの学校で準備委員会設置等進んでおりますので、令和2年度の3分の2の実施については達成できるという見通しでございます。

今後の目標といたしましては、令和3年度までには全校に学校運営協議会を設置できるように取り組んでいるところでございます。

以上です。

#### ○21番（松崎辰義君）

ぜひコミュニティ・スクール事業を始めたいなと思ったのが、地域の中で本当に地域の方が子どもたちの登下校を見守っているところなどに立って交通指導をやられています。そういうことをしても、挨拶一つしていかなとかですね、地域の行事になかなか子どもが出てこない、あるいは学校側では学校でいろいろやるけれども、地域の人たちがなかなか出てきてくれない、そういうことを聞いておりました。ぜひこれはコミュニティ・スクール事業をやることで、そういった問題解決の一つの糸口になってくるんじゃないか、そして今言われるように、そういうことが徐々にやっぱり変わってくるのが大事だろうと思っておりますので、コミュニティ・スクール事業、今後いろんな形で、またその地域に合ったやり方でしていくことが大事だろうと思います。これからふえていけば、いろんな経験が生まれてくると思いますので、ぜひそういうコミュニティ・スクール事業同士の交流、意見の交換なんかもやって、させていただいて、やっぱりさらにそれが発展していくように、教育委員会としてもいろんな意味での指導をよろしく願いまして、私の質問を終わらせていただきます。

#### ○議長（角田恵一君）

21番松崎辰義議員の質疑を終わります。

17番森茂生議員の質疑を許します。

**○17番（森 茂生君）**

まず第1番目に、3款、3項生活保護費についてお伺いします。

この保護費の中で、いわゆる扶助費というのが直接、保護を受けている方に支払われるんだらうと思いますけれども、扶助費の総額、それからこの中の医療扶助、医療費関係に使われているお金が幾らなのか、それぞれお知らせを願いたいと思います。

**○福祉課長（栗山哲也君）**

お答えいたします。

扶助費の合計と医療扶助費の額ということですが、平成30年度決算で申し上げますと、扶助費の合計が939,866,535円、それから医療扶助費につきましては599,257,897円ということでございます。

以上です。

**○17番（森 茂生君）**

約10億円の中で590,000千円、約6割が医療関係のほうに生活保護の扶助費が行っているということですので、大変な額が、いわゆる医療費という格好で支払われているわけですが、この中で、それこそ引き続きになりますけれども、レセプト点検が当然、その医療費の中でチェックをされておりますけれども、国保みたいに連合会がここはして、地域でもレセプト点検をしています、国保の場合。生活保護の場合、八女だけでチェックしているのか、それとも別にまたチェックが働いているのか、そこら辺のところをお尋ねします。

**○福祉課長（栗山哲也君）**

レセプトの点検につきましては、当然、八女市のほうでもやりますけれども、第一義的に社会保険診療報酬支払基金というところで一旦、レセプトの点検、チェックを行ったものが市のほうに送られてきているという状況でございます。

以上です。

**○17番（森 茂生君）**

八女市の点検委託料が488,840円と比較的小さいわけですが、この効果が数字にあらわれてきますか、それとも全然わからないわけですか。幾ら効果があった、レセプト点検で幾ら、二重払いを見つけたとか、不正があったとか、そういうのは数字として出てきますか、お尋ねします。

**○福祉課長（栗山哲也君）**

お答えいたします。

県のほうの、そういう過誤調整率とか、そういうことになるかと思いますが、レセ

プト点検をしたときに、どれぐらい過誤があったかとか、そういう報告のものがございまして、そちらを申し上げますと、平成30年度の過誤調整率が八女市の場合では1.39%、これは審査をした全体が1万777件のうちに過誤だということで向こうに指摘した件数というのは150件ございました。したがって、1.39%の過誤調整率ということで、そういう報告を県のほうには出しております。済みません、ちょっと金額というのはちょっと難しいところがございますから。

#### ○17番（森 茂生君）

実にいろんなところでびっくりするようなことが行われております。特に、生活保護の場合、全額が公費ということで、どうも国保以上にちょっと不正的なことが多いようにあります。

特に、都会なんかですけれども、これは東京あたりでは病院手配師という固有名詞までついていた人がおって、ホームレスとかそういう人たちをどんどん連れて行って、熱海のほうの病院までずっと連れていく、そういう専門の手配師がいるということです。そして、そこで働いていた人の話では、高い注射やろうが何じゃろうが、どんどん打ちまくります。正直なところ、あからさまにお金を稼ごうとしておりますとか、もろにこういうのがいっぱい出てくるんですよ、インターネットですれば。一つ一つ言えば切りがありませんので、省略しますが、この福岡でもつい最近、これは「生活保護受給者を「患者」に 医師と元警察官がタッグで詐欺」しよると。総額の630,000千円不正受給というのが行われております。1人の方だけで100人、生活保護受給者を寄せて、どんどん病院に連れて行って受給させて不正診療するという、そういうのがまかり通っているわけです。

八女市は田舎町ですので、そこまではないのかなという気はしますけれども、やっぱり6億円近くの医療費が出ていっているわけです。それに対して488千円というのは、恐らく1人ですかね、この人、雇っているのは。果たして、それで十分なチェックができていますのか、ちょっと疑問に思いますけれども、そこら辺、いかがでしょうか。十分できていますか、チェックは。

#### ○福祉課長（栗山哲也君）

御説明します。

488千円ということで委託料が少ないんじゃないかということもございますけれども、レセプト点検についてはお一人の方が月に2回お見えになって、月に大体900件前後の分をチェックしてもらっています。

国からのレセプト点検の適切な実施等についてということで平成27年に通知が来ているものにも書いてございますけれども、今、電子レセプトということで機械で、紙をずっと一枚、一枚めくってやるんじゃなくて電子レセプトになっていますので、どういった怪我をされた

ときにどういった診療があるとか、どういった内臓疾患のときにはどういった診療があるという、そういうマッチングができるような突合システム等も入っております。したがって、非常に適正に診療ができていると思っております。当然、頻回受診であったりとか、重複の処方であったりとか、病院を長期に入院されたりとか、そういったことがないようにリストの突合がされるようになっております。お一人の方で今やっておりますけれども、議員おっしゃるような不適切な診療というのはないものということで認識しております。

**○17番（森 茂生君）**

これは大阪の例ですけれども、これはまたひどいんです。これは行政です。大阪市住吉区保健福祉センター、不正請求疑いのあるレセプトです。いわゆるレセプトを5年間分、7万件を放置しておったと。これはおかしいですよということで調査委員会ができて、多額の公費が無駄になっておる可能性があるということで市長のほうに改善勧告が出ているという、市そのものも、ええかげんな、なおざりに点検をしておった。わざわざおかしいというのがあつとに、7万件も放置しておったという事例が起きておるようですので、八女市の場合、規模も小さいですし田舎ですので、ないかとは思いますが、やっぱり6億円ぐらいの医療費ですので、抜かりなくチェックをしていただきたいと思います。

続きまして、国保関係のレセプトの件ですけれども、この前の一般質問の続きになるかと思っておりますけれども、福岡県国民健康保険運営方針というのがあります。ここは一緒になりましたので、八女市と一緒にやっていくんだらうと思っております。この中に、第三者求償の現状、第三者求償の1件当たりの財政効果はレセプト点検の1件当たりの財政効果額の800倍の歳入効果があると書いてあるんですよ。この意味がどうしても私は理解できないんですよ。これをちょっと説明していただけますか。

**○市民課長（山口幸彦君）**

お答えいたします。

県がつくっています国保運営方針の中の文書の表現だと思いますけど、中身は詳しくはちょっとわからないんですけど、想像するところによると、1件の求償の戻す金額がそれだけ違うんじゃないか。特に、第三者行為の場合に、先ほど一般質問の際にもありましたとおり、交通事故等が長期にわたったりとか、そういった部分があると、そういった形になってくるという意味ではないかと思っております。

また、あわせて、通常の医療費の分の過誤件数等につきましては、例えば、診療内容のちょっと違った部分も含めまして、細かい通院分を含めましてやっておりますので、件数は多くなると思います。そうなりますと、点数的な平均点数というのは下がってくるかと思っておりますので、そうしますと、そこに800倍近い差が出てきてもおかしくないんじゃないかと想像いたしております。

以上です。

○17番（森 茂生君）

これは県のあれで全国平均が1,000人当たり1.16件、県の平均が1.56件。そして、こう書いてあります。市町村別に見ると県平均を上回っているのは、件数で14市町。求償額で19市町にとどまっている、平均を上回っているのが14市町ということになっています。ここに書いてあるんですよ。

八女市の場合、この県平均、1,000人当たり1.56件という数字が出ていますけれども、それより上回っているかどうか、実際そういう数字があるのかどうか、お尋ねします。

○市民課長（山口幸彦君）

今、森議員が質問されている数字について私のほうで把握をしておりますので、資料としてあるとするなら、後日お知らせをさせていただきたいと思います。

○17番（森 茂生君）

県のこれに載っているからですね。恐らく、ない数字を載せているとは思えません。一番新しい平成29年12月20日付の運営方針です。ここにそういうふうに乗っていますので、その数字を見ると、八女市が県平均以下なのか上なのか。恐らく数字を県でつかんでいるから、こう書くんだらうと思います、想像するのにですね。ですから、県は数字をつかんでいると思いますので、後で結構ですので、よかったら調べていただきたいと思っています。

損害保険協会との関係がほとんどだらうと思いますけれども、先ほど言いますように、どうも損害保険任せでは、医療費が本来は損保が持たやんとを国保に来ている可能性が私は十分高いと思います。ですから、損保任せではなく、やっぱりこちらがきちっとした対応で、それを今の段階ではちゃんと防がないと、結局は国保に大きな財政負担が来ていると想像されます。

その中で、この中に書いてあるのは、いろんなところでそういう対策をとりなさいと書いてあります。その一つに、高額療養費の申請書に第三者行為の有無の記載を設けなさいとなっていますけれども、設けてあるかどうか、お尋ねします。

○市民課長（山口幸彦君）

お答えいたします。

申請様式の中に、その記載欄はございます。

○17番（森 茂生君）

それはよかったです。

もう一つ、医療費通知の被保険者宛てに書類送付時に傷病届け出の勧奨チラシを同封したらどうかという提案がしてあります。してありますか。

○市民課長（山口幸彦君）



医療費通知の場合には、その分の通知はしておりませんが、保険証の送付の際に国保の取り組み中で第三者行為について周知を図るようなチラシを含めて発送させていただいております。

**○17番（森 茂生君）**

そしたら、例えば、消防の搬送記録やテレビニュースなどから把握せろと書いてあります。そして、第三者行為について被保険者に対する傷病届け出の勧奨、ホームページでは載せてあると思います。それで、いわゆるニュースや消防で救急車で運ばれた、そこまで一応、目を光らせておけということだろうと思います。それはされていますか。

**○市民課長（山口幸彦君）**

消防との連携につきましては、数年前から県内のある市町村が実施されているという事実は知っております。ただ、八女市としまして、その部分の取り組みをどうしていくのかというのは、今現在、検討しています。

検討内容としましては、やはり個人情報関係がございまして、そこまでの個人情報のやりとりができるかどうかという部分が大きなネックとなってきております。できますなら、消防のほうにも御協力いただきたいとは考えておりますが、今後、検討させていただければと思っています。

**○17番（森 茂生君）**

それで、いろんなところから、いろんな情報を寄せて、こういうのを積極的にこちらが見つけないことには、自動的には恐らく無理だろうと思います。ですから、レセプト点検が一番かと思います。あるいは、よその地区では専門の人を雇って、病院を回ってみたり、いろんなことをしてやっているところもあるようです。

ですから、国保の財政をぜひ軽くするためにも、特にレセプト点検ではそこら辺のところを一つの目玉として、ぜひ業者のほうに周知をしていただきたいと思います。その点、どうされるか、お尋ねします。

**○市民課長（山口幸彦君）**

第三者求償の関係で申し上げますと、いろんな取り組みをされている自治体があると聞いております。全国の中では県ぐるみで国保連合会を中心にしながら、医療機関の窓口で第三者求償の届け書を置いていただいて、それを医療機関を受診されたときに返信用切手を張ったはがきの中にされて投函していただくと各自治体に届くというところをされているように思いますので、そういった部分を含めて取り組みをさせていただきたいと思います。

あわせて、レセプト点検のときには重々、実際申し上げますと、現在、レセプト点検をお願いしております事業者さんにつきましては、平成20年度からお願いをしております、かなりの効果額を出していただいている事業者さんでございます。もちろん各種研修にも参

加されておりますので、ぜひそういったところ等含めまして、協働してやっていきたいと思っております。

**○17番（森 茂生君）**

最後になりますけれども、やっぱり国保新聞に載っていたんですけれども、御坊市の例ですけれども、市の給食センターで804人の集団食中毒を起こしたと。これも、いわゆる第三者求償に該当するわけです。ですから、担当者は相当苦勞をされて、その中には健康保険もありや国保もある、いろんな混在しております。それを2年間にわたって丹念に追及されて、ちゃんと損保のほうにやったというのが載っています。

ですから、やっぱり職員の方が率先してそういうのは取り組まないと、例えば、損保任せでは、私はいつも言います、さっきも言いますように、なるだけなら公的機関、国保を使えと言っているはずですが、どうも調べてみると。そうすると、ずっと国保のほうにしわ寄せが来ますので、そうならんためにもいろんな手だてを、先ほど言われますような手だてをとったり、あるいはそういう、極端に言うたら、例えば、犬にかみつかれて云々というのも出てくるかもしれませんし、このような食中毒、いろんな場合も想定されますので、やっぱりそういう場合は、やっぱりちょっと大ごとでしょうけれども、きちっと損保のほうに請求をされるような対策を今後とっていただきたい。そうすることが国保税を下げることにもなるし、八女市の財政も当然助かりますので、よろしく願いして私の質問を終わります。

以上です。

**○議長（角田恵一君）**

17番森茂生議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結します。

本案につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、決算審査特別委員会を設け、これに付託の上、審査をすることにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

御異議なしと認めます。よって、本案は決算審査特別委員会を設け、これに付託の上、審査することに決しました。

委員会条例第6条第2項の規定により、委員の数についてお諮りいたします。委員の数は議長を除く21人にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

御異議なしと認めます。よって、委員の数は21人とすることに決しました。

正副委員長の互選をお願いいたします。

正副委員長は予算審査特別委員会の例により、委員長に副議長、副委員長に総務文教常任委員会委員長としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

御異議なしと認めます。よって、委員長に中島副議長、副委員長に栗原総務文教常任委員会委員長とすることに決しました。

審査の必要上、会議規則第98条の規定により分科会を設け、各常任委員会を分科会として審査していただきますようお願いいたします。

認定第2号 平成30年度八女市水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件ではありますが、議案質疑の通告もございませんので、質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、ただいま設置いたしました決算審査特別委員会へ付託いたします。

**日程第3 地方自治法第98条第1項の検閲、検査権の委任について**

**○議長（角田恵一君）**

日程第3. 地方自治法第98条第1項の検閲、検査権の委任についてを議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第98条第1項の検閲、検査権について、決算審査特別委員会に委任することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

御異議なしと認めます。よって、地方自治法第98条第1項の検閲、検査権を決算審査特別委員会に委任することに決しました。

**日程第4 八女市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙**

**○議長（角田恵一君）**

日程第4. 八女市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

お諮りします。議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

八女市選挙管理委員会委員に大石勝宏氏、穴見英樹氏、那須野信氏、江頭弘之氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました4名の方を八女市選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました大石勝宏氏、穴見英樹氏、那須野信氏、江頭弘之氏は八女市選挙管理委員会委員に当選されました。

会議規則第31条第2項の規定により、後刻、当選告知をいたしますので、御了承願います。

次に、補充員の指名を行います。

八女市選挙管理委員会委員の補充員に大津山篤氏、木下貞雄氏、内藤啓光氏、栗原正嗣氏を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名いたしました4名の方を八女市選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました大津山篤氏、木下貞雄氏、内藤啓光氏、栗原正嗣氏は八女市選挙管理委員会委員の補充員に当選されました。

会議規則第31条第2項の規定により、後刻、当選告知をいたしますので、御了承願います。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

議案審議が本日で終わりましたので、あすは休会といたします。会期日程に従い、9日からは委員会となっておりますので、審査のほどをよろしく願いいたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時8分 散会